幌加内町一般廃棄物処理基本計画

平成28年3月
(令和2年3月改正)

北 海 道　　幌 加 内 町

第１編
ごみ処理基本計画

平成28年3月
(令和2年3月改正)

北海道　幌加内町

ごみ処理基本計画目次

第1章 計画の策定にあたって 1

1. 計画策定の主旨 1
2. 本計画の位置づけ 2
3. 広域処理の経緯と現状 3

第2章 計画区域の概要 4

1. 自然環境 4
2. 社会環境 6
3. 幌加内町の総合計画 12

第3章 ごみ処理の現状 13

1. ごみ処理の流れ 13
2. ごみ排出状況 15
3. 収集･運搬 17
4. 中間処理 20
5. 最終処分 22
6. ごみの不法投棄 22
7. ごみ処理関連法令の動向 22
8. ごみ処理システムの評価 29
9. ごみ処理における課題整理 35

第4章 ごみ処理の基本方針 36

1. ごみ処理の基本方針 36
2. 計画策定期間 36
3. 数値目標の設定 37

第5章 ごみの発生量及び処理量の見込み 38

1. 推計の流れ 38
2. ごみ排出量の現状推計 38
3. 減量推進後のごみ排出量の推計 40
4. ごみ処理量の推計 42

第6章 ごみ処理基本計画 46

1. ごみの排出抑制･減量化計画 46
2. 収集運搬計画 47
3. 中間処理･最終処分計画 48
4. その他の計画 49

資料編

ごみ排出量･処理量の推計データ

第1章　計画の策定にあたって

1. 計画策定の主旨

幌加内町(以降、「本町」と言う。)のごみ処理は、衛生的・減量化・減容化・リサイクルを主眼に、生ごみは堆肥化、びん・缶・ペットボトル・白色トレイ等の資源ごみは資源ごみ処理、燃やせるごみは焼却処理、燃やせないごみは埋立処分する方法で行っている。

国は、平成25年5月に「第三次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、「低炭素社会・自然共生社会との統合的取組」、「地域循環圏の構築」、「国際的な循環型社会の構築」へ向けた取組を進めている。最終処分量の削減等、これまで進展した廃棄物の量に着目した施策に加え、循環の質にも着目し、「リサイクルに比べ取組が遅れているリデュース・リユースの取組強化」、「有用金属の回収」、「安心・安全の取組強化」、「3R国際協力の推進」等の新たな政策を示している。

北海道においても、平成20年10月に公布された「北海道循環型社会形成の推進に関する条例」に基づく「北海道循環型社会形成推進基本計画」を策定した。この基本計画の廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用及び適正処分に関する個別計画として位置付けている「北海道廃棄物処理計画」が平成27年3月に改定された。

以上の背景より、本町のごみ処理に関する今後の長期的な方向性を検討する必要があり、目標年次が平成37年度となっている現計画を見直すこととなった。

ごみ処理基本計画(以降、「本計画」と言う。)は、各種ごみ処理関連法令や本町の関係条例・各種関連計画と整合を図った構成とし、国や北海道の動向や本町の社会環境変化を踏まえ、現在のごみ処理システムの評価と課題を把握し、一般廃棄物の減量と再生資源の有効活用について、町民・事業者・行政のそれぞれの役割を明確にし、廃棄物や最終処分量の削減に町が一体となって取り組むべき方針を示した。

本計画書の構成は、第1章で計画の概要、第2章から第4章では地域概要及びごみ処理の現況を、第5章では処理すべきごみ量の予測を、第6章以降ではごみ処理の将来計画をまとめており、ごみ処理における課題の抽出と処理計画、施設整備計画等を示すこととした。

2. 本計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以降、「廃棄物処理法」と言う。)」の第6条第1項において、市町村等が定めなければならない計画として位置づけられている「一般廃棄物処理計画」のうち、「ごみ処理基本計画」について定めている。

本計画は、今後15年の長期的視点に立った本町のごみ処理基本方針を定め、事業実施にあたっては、本計画に基づき、年度毎に「実施計画」を策定し、推進するものである。

また、廃棄物処理法では、一般廃棄物処理基本計画は市町村の基本構想に基づく計画のひとつとして位置づけられており、本計画は本町の今後の発展方向と展開すべき施策を明らかにし、計画的なまちづくりを進めるために策定された総合計画及び環境基本計画を踏まえて策定する。

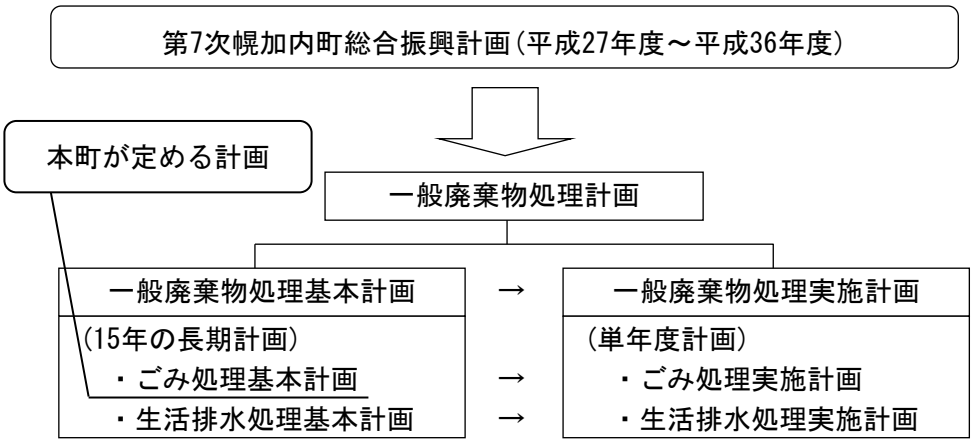

基本方針		ごみ処理の基本方針
目標年次		計画策定時より15年
一般廃棄物の排出状況		一般廃棄物の排出量を推計する
一般廃棄物の処理主体		目標年次における一般廃棄物の種類別･処理の区分別に明らかにする
処理計画	ごみ処理基本計画	①排出抑制･再資源化計画 ②収集･運搬計画 ③中間処理計画 ④最終処分計画 ⑤その他

図 1-1　本計画の位置づけ

3. 広域処理の経緯と現状

平成9年1月、国は「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン(新ガイドライン)」を策定、さらに平成11年7月の「ダイオキシン類対策特別措置法」の公布に伴い、焼却施設の構造基準･維持管理が強化され、複数の自治体による広域処理の実施が求められた。

北海道は、平成9年12月に「ごみ処理の広域化計画」を策定し、道内市町村を32ブロックとする広域処理の基本的な考え方を示した。本町は中･北空知ブロックに枠組みされているが、現在、本町は単独によるごみ処理を実施している。

第2章　計画区域の概要

1. 自然環境

(1) 位置と面積

本町は、北海道の上川管内西部に位置しており、深川市、小平町、苫前町、羽幌町、遠別町、中川町、美深町、名寄市、士別市、和寒町、旭川市と隣接している。

総面積は767.04km^{2}であり、北海道全体の約0.9%を占めている。

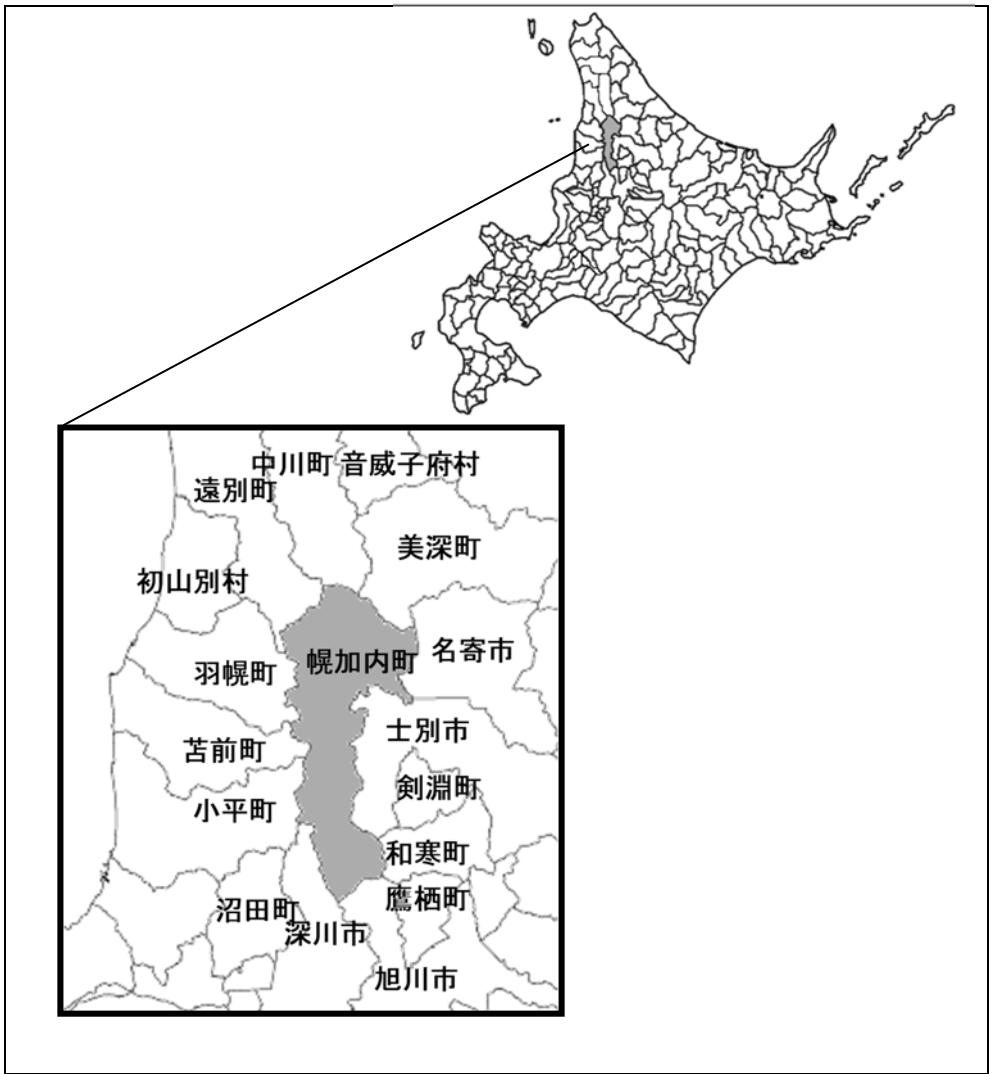

幌加内町：面積767.04km^2、東西約24km、南北約63km

図 2-1　幌加内町の位置と面積

(2) 気象

幌加内観測所における過去30年間(昭和60年～平成26年)の気象データの平年値を表 2-1に、降水量及び平均気温の月毎の推移を示したグラフを図 2-2に示す。

表 2-1　気象データ(昭和60年～平成26年平年値)

区分	降水量 (mm)	平均気温 (℃)	日最高気温 (℃)	日最低気温 (℃)	平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)
1月	126.1	-8.8	-4.6	-14.5	1.7	59.3
2月	95.3	-8.0	-3.1	-14.5	1.8	87.4
3月	80.1	-3.4	1.0	-9.0	2.2	134.2
4月	69.8	3.1	7.9	-2.0	2.0	158.2
5月	78.1	10.0	15.7	4.2	2.3	173.7
6月	63.3	15.8	21.5	10.5	2.0	162.1
7月	134.5	19.4	24.6	15.0	1.8	141.6
8月	152.4	20.1	25.1	15.9	1.6	138.0
9月	175.9	15.1	20.4	10.2	1.7	132.9
10月	158.5	8.3	13.5	3.4	1.9	109.8
11月	191.8	1.4	5.0	-2.2	2.1	53.8
12月	171.1	-5.3	-2.0	-9.6	2.0	36.1
年	1,496.9	5.7	10.4	0.6	1.9	1,387.2

※幌加内観測所(アメダス)より

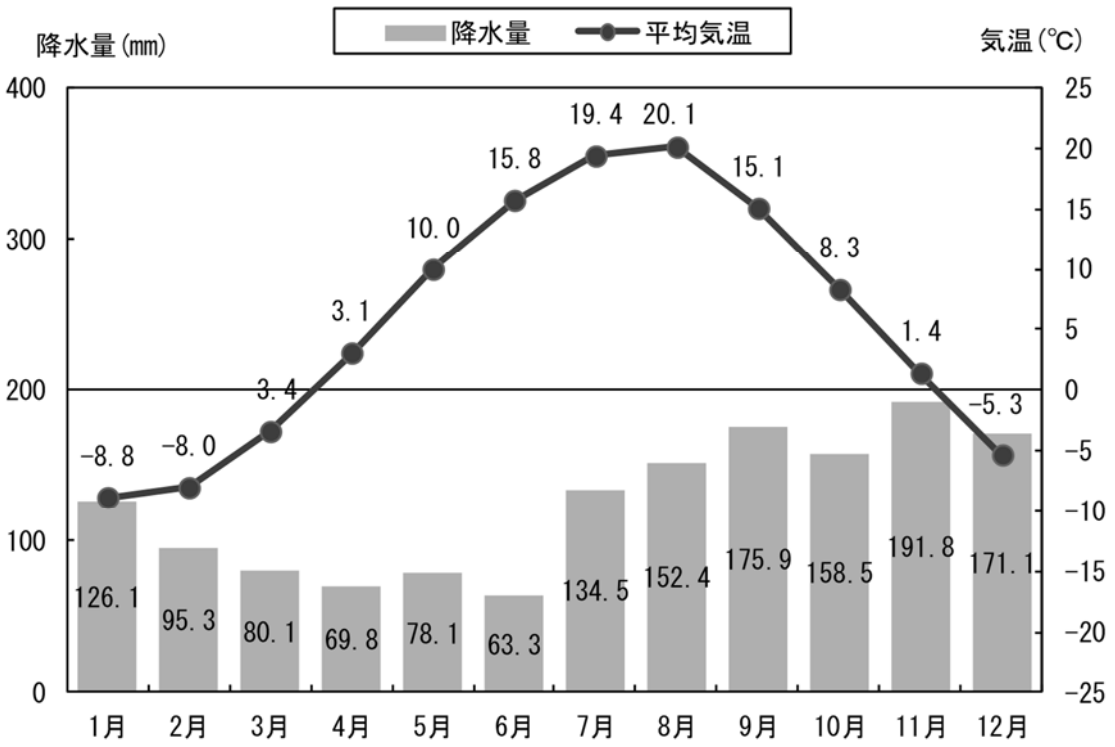

※幌加内観測所(アメダス)より

図 2-2　月毎の降水量、平均気温の推移(昭和60年～平成26年平年値)

2. 社会環境

(1) 人口及び世帯数

本町の過去10年間(平成17年度～平成26年度)の人口及び世帯数の推移を示す。人口は減少傾向が続き、10年間で約350人減少している。

一方、世帯数は、増減を繰り返しているが、10年間で約80世帯減少している。

また、1世帯当たり人口は増減を繰り返しているが、やや減少傾向にあり、10年間で約13%減少している。

表 2-2　幌加内町の人口･世帯数の増減(平成17年度～平成26年度)

年度	行政区域内人口			世帯数			1世帯当たり人口		
	人	前年度からの増減		世帯	前年度からの増減		人/世帯	前年度からの増減	
平成17年度	1,930			877			2.20		
平成18年度	1,878	-52	-2.7%	851	-26	-3.0%	2.21	0.01	0.3%
平成19年度	1,815	-63	-3.4%	847	-4	-0.5%	2.14	-0.06	-2.9%
平成20年度	1,790	-25	-1.4%	855	8	0.9%	2.09	-0.05	-2.3%
平成21年度	1,721	-69	-3.9%	819	-36	-4.2%	2.10	0.01	0.4%
平成22年度	1,712	-9	-0.5%	837	18	2.2%	2.05	-0.06	-2.7%
平成23年度	1,663	-49	-2.9%	837	0	0.0%	1.99	-0.06	-2.9%
平成24年度	1,661	-2	-0.1%	841	4	0.5%	1.98	-0.01	-0.6%
平成25年度	1,623	-38	-2.3%	816	-25	-3.0%	1.99	0.01	0.7%
平成26年度	1,582	-41	-2.5%	797	-19	-2.3%	1.98	0.00	-0.2%

※数値は住民基本台帳年度末値

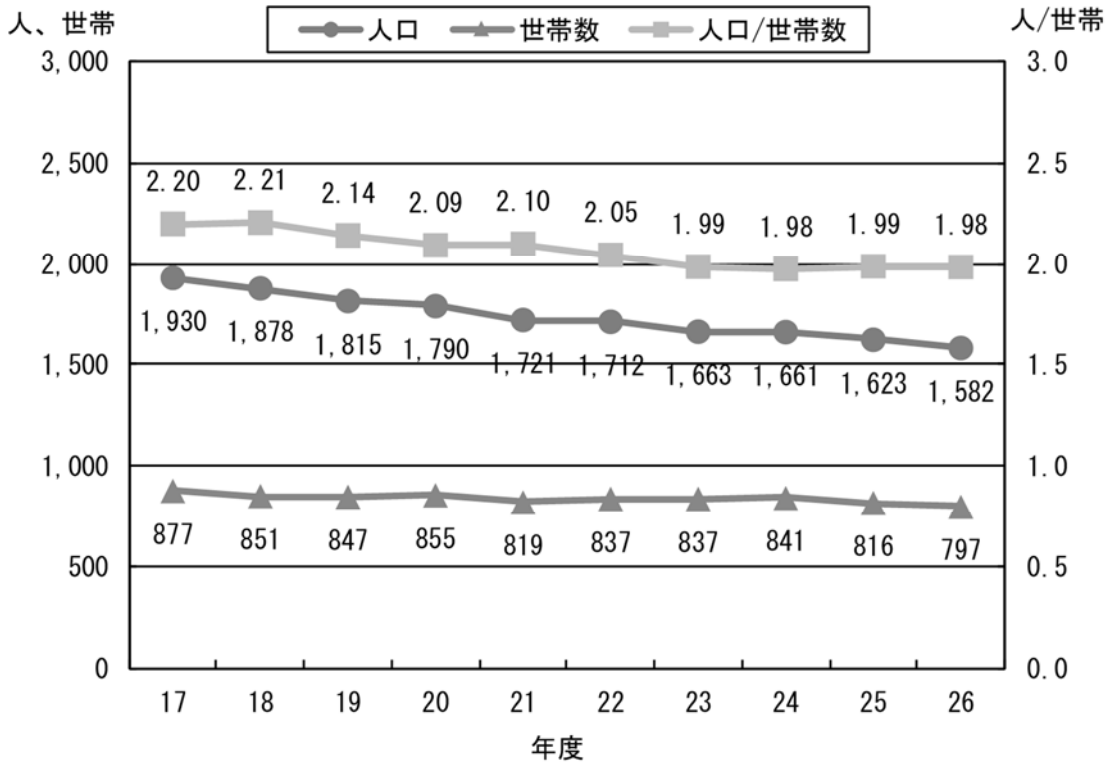

図 2-3　人口及び世帯数推移(平成17年度～平成26年度)

次に、本町の平成22年の年齢階級別人口の内訳を表 2-3に示す。年齢階級別で見ると、本町では、60～64歳代が最も多く、次に65～69歳代が多い状況である。

また、本町の過去10年間(平成12、17、22年)の3区分別人口(年少人口・生産年齢人口・老年人口)の割合を図 2-4に示す。10年間で年少人口は微増、生産年齢人口は減少、老年人口は増加している。

表 2-3　幌加内町の年齢階級別人口(平成22年)

(単位：人)

年齢	人口	年齢	人口
0～4歳	64	55～59歳	117
5～9歳	71	60～64歳	161
10～14歳	58	65～69歳	148
15～19歳	71	70～74歳	141
20～24歳	38	75～79歳	138
25～29歳	73	80～84歳	91
30～34歳	77	85～89歳	62
35～39歳	95	90～94歳	29
40～44歳	83	95～99歳	10
45～49歳	91	100歳以上	1
50～54歳	91	年齢不詳	0
		合計	1,710

※平成22年国勢調査より

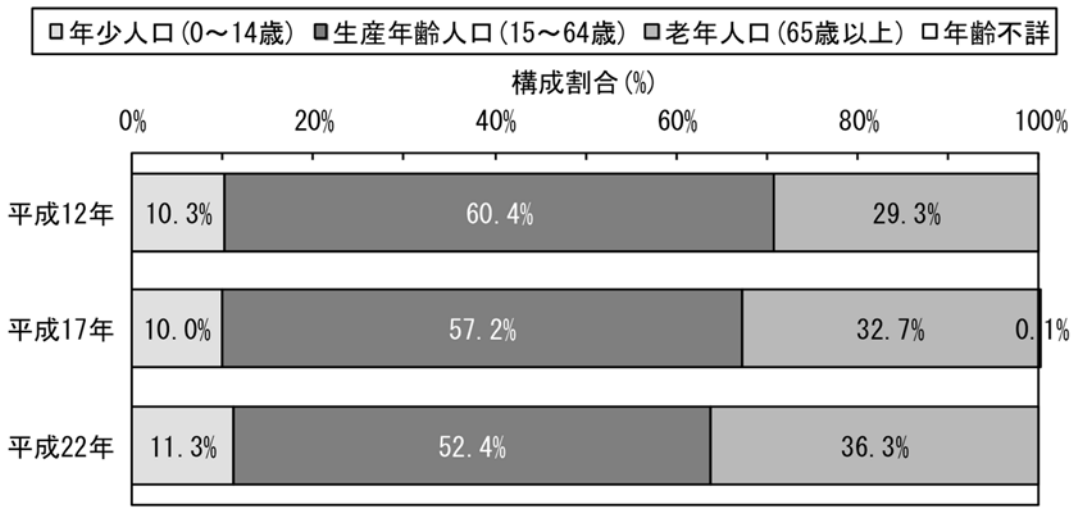

※国勢調査より

図 2-4　3区分別人口割合の推移(平成12、17、22年)

(2) 産業

1) 産業別就業者人口構成

本町の平成22年の産業別就業者人口を表 2-4に示す。第3次産業に従事している人口が最も多く、続いて第1次産業、第2次産業となっている。第1次産業は、農業・林業がそのほとんどを占めている。第2次産業は、建設業、製造業で占めている。第3次産業では、医療・福祉、公務が多くなっている。

表 2-4　産業別就業者人口の内訳(平成22年)

(単位：人)

区分	幌加内町		(参考)道内主要都市の人口比率			
			札幌市	旭川市	函館市	釧路市
	人口	比率	比率	比率	比率	比率
農業・林業	304	34.8%	0.4%	2.7%	0.8%	1.4%
漁業	2	0.2%	0.0%	0.0%	2.8%	1.0%
第1次産業計	306	35.0%	0.4%	2.7%	3.6%	2.4%
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%
建設業	53	6.1%	8.3%	9.4%	8.2%	9.0%
製造業	42	4.8%	5.5%	7.6%	8.4%	9.2%
第2次産業計	95	10.9%	13.8%	17.0%	16.6%	18.7%
電気・ガス・熱供給・水道業	4	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%
情報通信業	－	－	3.4%	1.0%	1.1%	0.8%
運輸業、郵便業	10	1.1%	6.0%	5.8%	6.0%	7.7%
卸売業、小売業	62	7.1%	19.1%	19.2%	17.9%	18.4%
金融業、保険業	6	0.7%	2.6%	2.4%	2.3%	2.7%
不動産業、物品賃貸業	－	－	2.8%	1.7%	1.6%	1.4%
学術研究、専門・技術サービス業	7	0.8%	3.7%	2.5%	2.0%	2.5%
宿泊業、飲食サービス業	51	5.8%	6.4%	6.2%	7.5%	7.0%
生活関連サービス業、娯楽業	16	1.8%	4.0%	4.3%	4.4%	4.2%
教育、学習支援業	57	6.5%	4.6%	4.6%	4.4%	4.3%
医療、福祉	90	10.3%	11.7%	15.3%	13.4%	12.1%
複合サービス事業	29	3.3%	0.4%	0.7%	0.7%	0.7%
サービス業(他に分類されないもの)	67	7.7%	7.6%	6.6%	6.6%	6.7%
公務(他に分類されるものを除く)	75	8.6%	3.7%	5.5%	4.8%	5.0%
第3次産業計	474	54.2%	76.5%	76.3%	73.2%	74.1%
分類不能の産業	－	－	9.3%	4.0%	6.7%	4.8%
合計	875	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※平成22年国勢調査より

また、本町の過去10年間(平成12、17、22年)における従業者数の産業構成比の推移を整理した結果をそれぞれ図 2-5に示す。10年間で第1次産業が約2.2%増加、第2次産業が約5.1%減少、第3次産業が2.9%増加となっている。

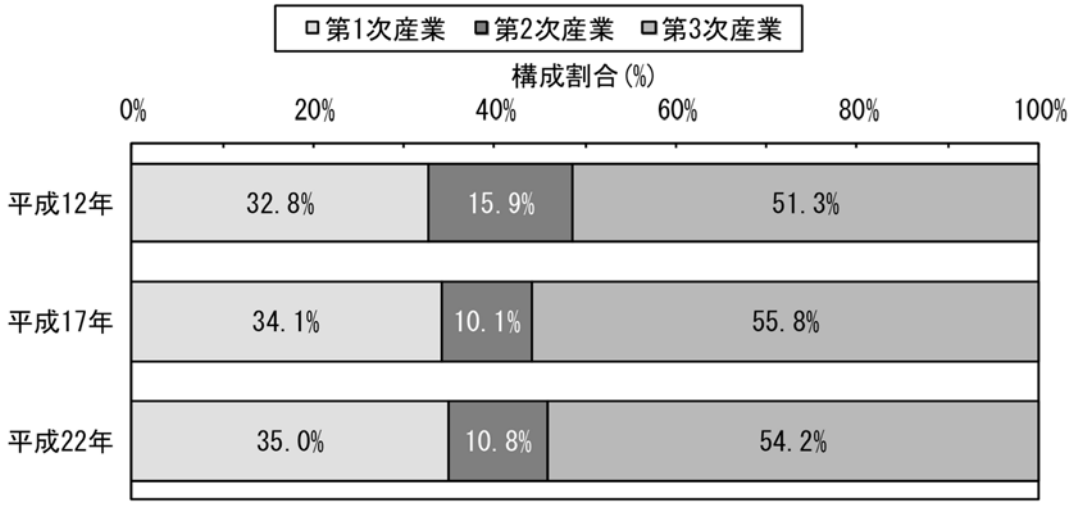

※国勢調査より

図 2-5　産業別構成割合の推移(平成12、17、22年)

2) 農業

本町の平成22年における農業経営耕地面積を表 2-5、平成22年における畜産飼育頭数を表 2-6、平成26年産の主要農作物作付面積及び収穫量を表 2-7に示す。本町ではそばの栽培を中心に行っている。

表 2-5　農業経営耕地面積(平成22年)

(単位：ha)

区分	田	畑	牧草専用地	樹園地	総面積
耕地面積	1,290	2,079	602	1	3,972

※平成22年農林業センサスより

表 2-6　畜産飼育頭数(平成22年)

乳用牛		肉用牛		豚		採卵鶏	
飼養経営体数(経営体)	飼養頭数(頭)	飼養経営体数(経営体)	飼養頭数(頭)	飼養経営体数(経営体)	飼養頭数(頭)	飼養経営体数(経営体)	飼養羽数(100羽)
5	802	9	477	1	x	1	x

※平成22年農林業センサスより
※x：秘密保護上統計数値を公表しないもの

表 2-7　主要農作物作付面積及び収穫量(平成26年産)

主要作物	水稲	小麦	大豆	なたね	そば
作付面積(ha)	345	19	44	x	3,240
収穫量(t)	2,120	68	117	x	1,820

※平成26年作況調査より
※x：秘密保護上統計数値を公表しないもの

3) 製造業

本町の平成25年の製造業の事業所数、従業員数、出荷額内訳を表 2-8に示す。本町の従業者4人以上の事業所は、食料品製造業のみとなっている。

表 2-8　製造業の事業所数、従業員数、出荷額等の内訳(平成25年)

区分	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	出荷額等 (万円)	付加価値額 (万円)
総数	3	32	66,223	47,035
食料品製造業	3	32	66,223	47,035

※平成25年工業統計調査より従業者4人以上の事業所
※x：秘密保護上統計数値を公表しないもの

4) 観光

本町の過去5年間(平成22年度～平成26年度)における年間観光入込客数及び宿泊客延数の推移を図 2-6に示す。観光入込客数は、平成25年度には増加しているが、平成26年度には減少している。また、宿泊客延数は、増減を繰り返している。

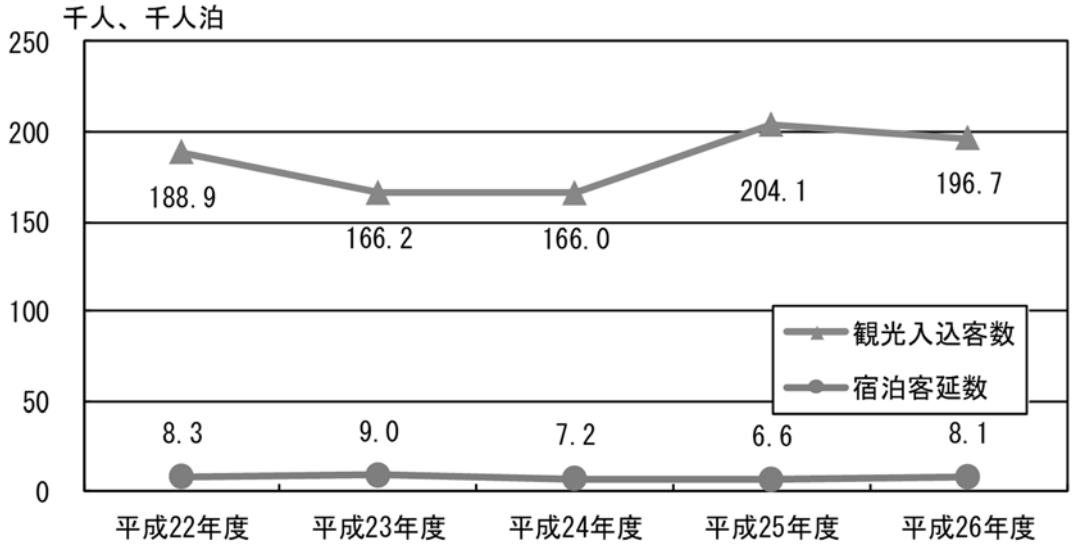

※北海道観光入込客数調査報告書より

図 2-6　年間観光入込客数･宿泊客延数の推移(平成22年度～平成26年度)

(3) 土地利用

本町の平成25年の地目別土地利用状況を表 2-9に示す。山林の面積が全体の約83%と最も大きく、原野が全体の約4%、畑が全体の約4%と続く。

表 2-9　地目別土地面積(平成25年)

(単位：km^2)

地目	田	畑	宅地	池沼	山林
土地面積	18.71	29.76	1.71	28.06	638.10
割合	2.4%	3.9%	0.2%	3.7%	83.2%
地目	牧場	原野	雑種地	その他	合計
土地面積	4.62	33.22	2.97	9.88	767.03
割合	0.6%	4.3%	0.4%	1.3%	100.0%

※平成27年北海道統計書より

3. 幌加内町の総合計画

本町の内外の社会･経済環境の変化を踏まえ、町民が一日でも長く安全で安心してこの町に住み続けられるまちづくりを進めるため、今後10年間を見通したまちづくりの指針として「幌加内町第7次総合振興計画」を策定している。ごみ処理に関する施策を以下に示す。

『幌加内町第7次総合振興計画』（平成27年度～平成36年度）

【目標指標】

人口減少は我が国全体が人口減少社会に突入した状況や、町のこれまでの状況から見て今後も続くものと想定されます。

しかしながら近年、人口の減少もやや緩やかな傾向を示しつつあり、社会動態もプラスの状況も見られ始めています。

このような状況を踏まえ、平成36年度における将来人口は1,395人と推計します。

【施策の内容】（幌加内町第7次総合振興計画）

第3編　基本計画

第3章　住みやすくにぎわいと安心のあるまち

3-2　暮らしたくなる生活環境の整備･充実

3　生活基盤環境の整備･充実

施策の方向

④　環境衛生対策の充実

ごみの減量化対策として、環境保全に配慮し地域の実情に即した処分など、処理施設の整備拡充を図るとともに、ごみの発生抑制、再資源化、再利用化を推進しごみの減量化を図ります。

環境美化として住民･関係団体等と連携した一斉清掃など組織的活動の促進に努めます。

公害監視の観点から家庭ごみ不法投棄や大規模不法投棄、危険物の放置、公害に対処するため定期的な巡回･監視などに努めるとともに、景観などに影響を及ぼす廃屋や空き家などの撤去を促進します。

※幌加内町第7次総合振興計画より一部抜粋･加工

第3章　ごみ処理の現状

1. ごみ処理の流れ

本町では、ごみは、本町が収集ごみとして収集運搬するか、排出者が処理施設に直接搬入している。

現在の排出区分は、大きく分類すると、「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「資源ごみ」、「生ごみ」、「粗大ごみ」である。

現在のごみ処理のフローを図 3-1に示す。

(1) 燃やせるごみ

焼却施設へ搬出し、焼却処理する。焼却残渣は、最終処分場で埋立処分する。

(2) 生ごみ

堆肥化施設でオガクズ･バークと混ぜ合わせて堆肥化する。出来上がった堆肥は町民へ無料還元している。

(3) 粗大ごみ

可燃性粗大ごみは焼却施設へ搬出し、焼却処理する。不燃性粗大ごみは、最終処分場で埋立処分する。

(4) 燃やせないごみ

埋立処分場へ搬出し、埋立処分する。

(5) 資源ごみ

「びん類」、「ペットボトル」、「白色トレイ」は、本町のストックヤードで一時保管後、町外の業者に選別･圧縮･梱包を委託し、指定法人に引き渡す。

「中古衣料」は排出者により回収ボックスに自己搬入され、町外の再生資源回収業者に委託する。

その他の資源ごみは、本町のストックヤードで選別･保管し、町外の再生資源回収業者に引き渡す。

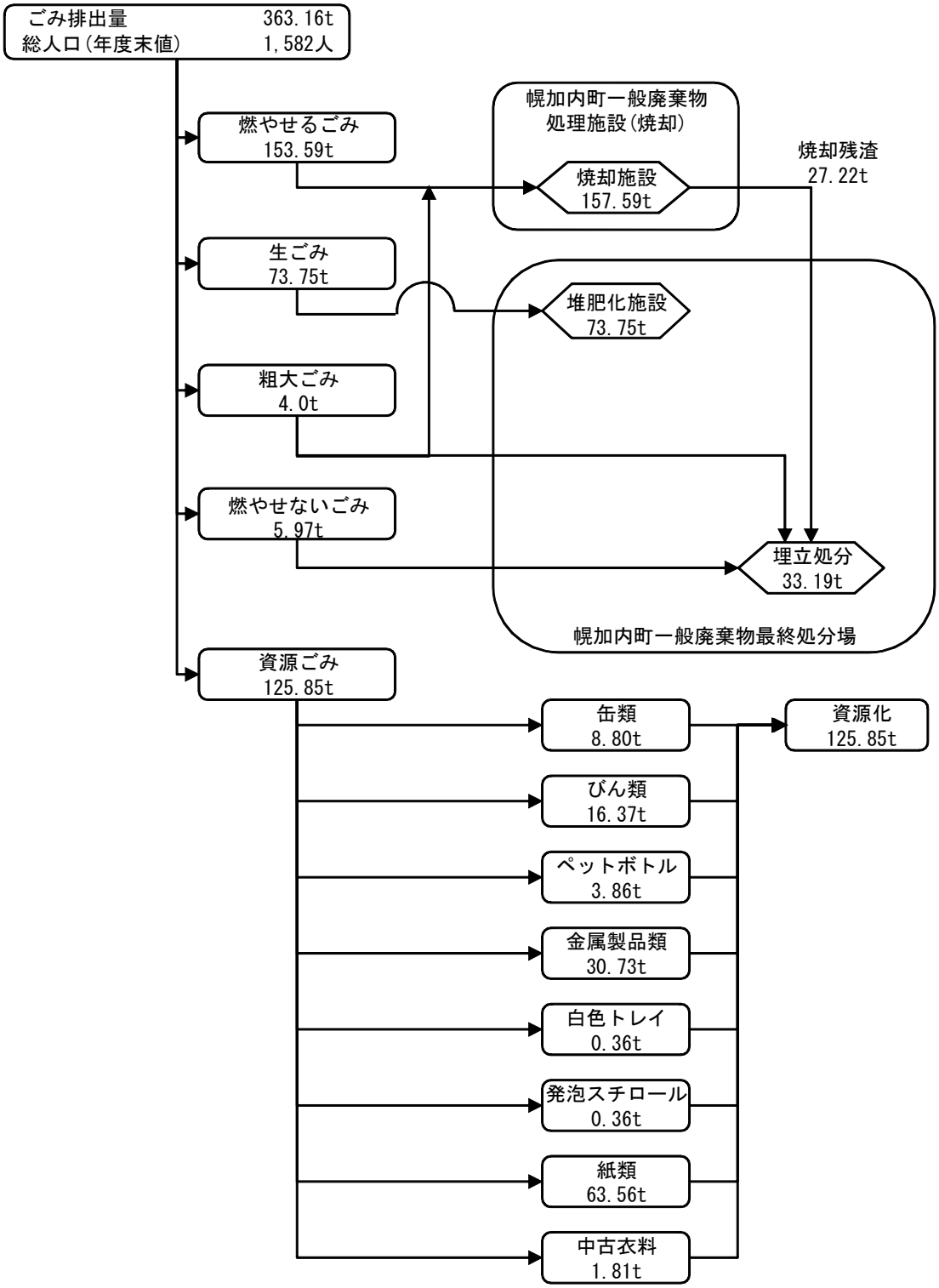

※資源ごみの紙類は飲料量紙製容器包装、段ボール、新聞、雑誌を示す。

図 3-1　ごみ処理のフロー(平成26年度)

2. ごみ排出状況

(1) ごみ排出量の推移

平成22年度から平成26年度までの過去5年間におけるごみの排出実績を示す。

1) 年間排出量の推移

ごみ排出量は、過去5年間で増減している。区分別でみると、平成25年度を除き、燃やせるごみが最も多くなっている。

表 3-1　ごみ排出量実績

(単位： t/年)

区分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	燃やせるごみ	157.29	137.09	147.78	164.16	153.59
	生ごみ	85.27	95.82	89.95	80.23	73.75
	燃やせないごみ	6.64	6.95	5.39	6.22	5.97
	粗大ごみ	25.00	24.73	16.06	1.83	4.00
	資源ごみ	139.63	110.36	117.64	173.59	125.85
ごみ排出量合計		413.83	374.95	376.82	426.03	363.16

2) 1人1日当たりごみ排出量の推移

町民1人1日当たりごみ排出量の過去5年間の推移を図 3-2に示す。原単位は、平成22年度から平成24年度まで若干減少傾向にあるが、平成25年度に急激に増加し、平成26年度には再び減少している。ごみ区分別にみると、資源ごみが平成25年度に大幅に増加しているが、他の年度では概ね一定に推移している。

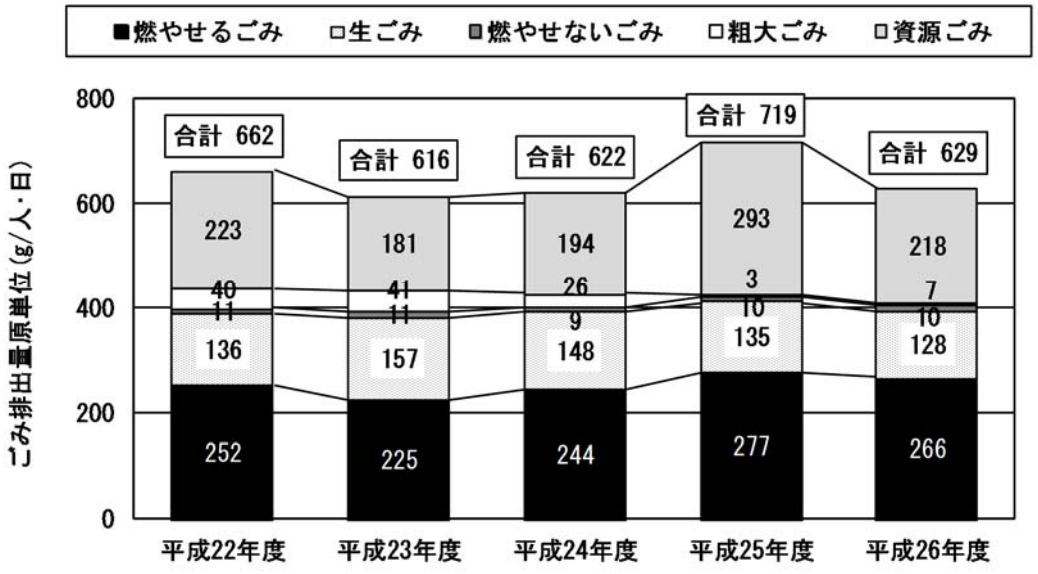

※ごみ排出量原単位(g/人・日)＝ごみ排出量(t/年)÷行政区域内人口(人)÷365日×10^6
※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

図 3-2　幌加内町のごみ排出量原単位の推移

(2) ごみ質の状況

「燃やせるごみ」について、平成22年度から平成26年度までの過去5年間のごみ組成の平均値を図 3-3に示す。「燃やせるごみ」のごみ組成では、紙類が最も多く、次いで可燃性プラスチックが多くなっている。また、分類不適物は不燃物が0.4%となっている。

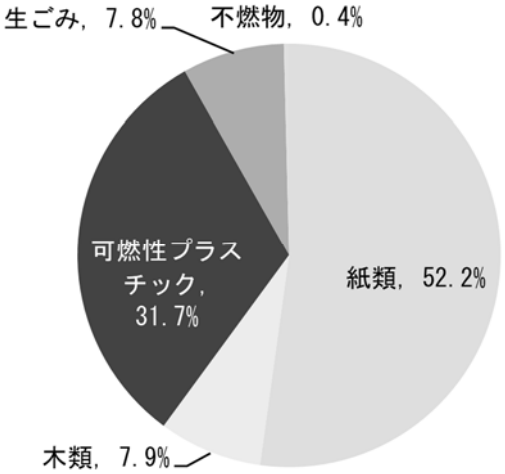

※不燃物は、金属類･陶器類･不燃性プラスチック･ガラスを除いた不燃物である。

図 3-3 「燃やせるごみ」の品目別割合(過去5年間の平均)(重量ベース)

3. 収集･運搬

(1) ごみの分別収集区分

本町におけるごみの分別収集区分を表 3-2に示す。廃家電製品は、排出者が幌加内町一般廃棄物最終処分場へ直接搬入するか、自宅引取を行う。排出者は、リサイクル料と運搬手数料を求められる。

表 3-2　ごみの分別収集区分(平成27年度現在)

分別収集区分		代表品目
燃やせるごみ		紙くず類、ビニール類、プラスチック類、木くず類、ゴム･皮革類、貝･骨類、紙おむつ、布･衣料等 ※燃やせるごみで、生ごみ、資源ごみ以外のもの ※キャップ、王冠も燃やせるごみ
燃やせないごみ		コップ･せともの類、陶器類、ガラス類、蛍光灯類、電池類等 ※割れた物は包んで「割れ物」等と書いて下さい。 ※石で出来ているペットの砂
生ごみ		野菜くず、食べ残し、お茶ガラ、魚の骨、えび･カニ･卵の殻、生花等 ※水分をよく切ってから袋に入れる。 ※食品の外袋は必ず外す。 ※山菜の皮も生ごみ
資源ごみ	缶類	飲料用のスチール製･アルミ製の空き缶、缶詰缶、ミルク缶、ペットフード缶、スプレー缶、カセットボンベ缶
	びん類	飲料用の空きびん、調味料びん、ジャムのびん、栄養･健康ドリンクびん、化粧品等のびん類、薬のびん類
	ペットボトル	飲料用、酒類、しょうゆ、めんつゆ、みりん等のペットボトル リサイクル1マークの付いたもの
	白色トレイ･ 発泡スチロール	発泡スチロールでできた宅配用の箱･魚箱、食品用の白色トレイ、発泡スチロールでできた緩衝材で白色の物
	新聞･雑誌･段ボール	新聞、雑誌、チラシ、週刊誌、コピー紙、段ボール ※各種濡れていないもの
	飲料用紙製容器包装	牛乳パック(200ml、500ml、1,000mlなど)、ジュースなどの飲料用パック、お酒やお茶のパック容器(内部がコーティングされているものも含む)
	金属製品類	指定ごみ袋に入る金物
	中古衣料	Tシャツ、Yシャツ、ブラウス、ベビー服、ポロシャツ、シーツ、布団カバー、枕カバー、バスタオル、タオルケットなど再生利用可能なもの ※洗濯してあれば少々のシミ･黄ばみ･破れは問題ない。 ※役場庁舎の回収ボックスへ排出する。
粗大ごみ		町の指定ごみ袋に入らないもので、一般家庭ごみであれば材質は問わない 家電リサイクル対象製品以外の家電製品、木製の家具、自転車、ふとん類、カーペット、金属製品など ※布団やカーペットは持ち易いように、折りたたんでひもで縛る。 ※囲い木等は長さを1mに切り揃えてひもで縛る。 ※縛って出す物は20kgまでにする。
廃家電製品		テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、エアコンディショナー

(2) ごみの収集体系

本町のごみ収集はステーション収集を採用している。ステーション方式をとらない自治区や個人的に搬入する場合は、直接搬入を行っている。大型で、直接処分場への持ち込みが困難な粗大ごみや廃家電製品は、自宅への引き取り(粗大ごみは4月～10月まで)を行っている。

分別収集区分毎の収集方法を表 3-3に示す。町全体を3地区に分けた各地区毎に決められた曜日に収集する。

表 3-3　分別収集区分毎の収集方法(平成27年度)

分別収集区分		収集頻度	排出方法	手数料		
					現在	令和2年10月1日～
燃やせるごみ		週1回	赤色の指定ごみ袋 ※指定ごみ袋の氏名欄に名前を記入。	【指定袋】 45 ℓ用　10枚 70 ℓ用　10枚	 460円 720円	 600円 890円
燃やせないごみ		第2、4週の指定曜日	黄色の指定ごみ袋 ※指定ごみ袋の氏名欄に名前を記入。	【指定袋】 15 ℓ用　10枚 30 ℓ用　10枚	 155円 310円	 220円 410円
生ごみ		週1回	透明の指定ごみ袋 ※指定ごみ袋の氏名欄に名前を記入。	【指定袋】 10 ℓ用　10枚	 325円	 410円
資源ごみ	缶類･びん類･ペットボトル･白色トレイ･発泡スチロール･金属製品類	週1回	青色の指定ごみ袋もしくは透明で中が確認でき町の指定袋程度の強度と30～70ℓの大きさの袋 ※指定ごみ袋の氏名欄に名前を記入。	【指定袋】 70 ℓ用　10枚	180円	270円
	新聞･雑誌･段ボール･ 飲料用紙製容器包装	週1回	種類別に大きさを揃えてひもで十文字に縛って排出。	無料		
粗大ごみ		第2、4週の指定曜日※1	・壊して小さくできるものは指定袋に入れて排出。 ・処理券を1個もしくは20kg毎に1枚貼る。 ・事前連絡による自宅引取可能。 ・一度に大量に排出する場合は、処分場へ自己搬入。	【処理料】 集積所･持込 ・1個もしくは20kgまで 自宅引取 ・1個もしくは20kgまで	 200円 300円	 210円 320円

※1：4月から10月まで収集･3月一部期間収集する。
※2：令和2年10月1日より、手数料が改定される。

ごみの収集運搬作業は町直営で行っている。また、平成26年度において、本町の収集運搬車両台数は、8tパッカー車1台、8tトラック1台、4tトラック1台の合計3台である。

(3) 町で収集できないごみ

本町が収集できないごみを表 3-4に示す。

表 3-4　本町で収集できないごみ

品目	処理方法
タイヤ、バッテリー、プロパン、消火器、パソコン、農薬、ピアノ、石、火薬類、ガソリン等	販売店等に相談

(4) ごみの自己搬入

ごみを幌加内町一般廃棄物最終処分場に持ち込む場合、燃やせるごみ･燃やせないごみは必ず指定ごみ袋へ入れて搬入し、びん･缶･ペットボトル･発泡は処分場の専用コンテナへ搬入する。受付は、月曜日･火曜日の午後1時から午後4時30分、木曜日･土曜日の午後0時から午後1時を除く午前9時から午後4時30分に行っている。

4. 中間処理

現在、焼却処理、堆肥化処理、資源ごみ処理を行っている。

(1) 焼却処理

燃やせるごみ、可燃性粗大ごみは幌加内町一般廃棄物処理施設(焼却)に搬出し、焼却処理している。幌加内町一般廃棄物処理施設(焼却)の概要を表 3-5、過去5年間(平成22年度～平成26年度)の本町の焼却実績を表 3-6に示す。幌加内町一般廃棄物処理施設(焼却)での処理量は、過去5年間で増減しており、平成26年度には約158t/年となっている。焼却処理に伴って生じる残渣は埋立処分している。

表 3-5　幌加内町一般廃棄物処理施設(焼却)の概要

名称	幌加内町一般廃棄物処理施設(焼却)	
所在地	幌加内町宇雨煙別7312-1	
焼却施設上屋	鉄骨造2階建延床面積223.29㎡	
炉本体形式	空気制御ガス化式燃焼方式	
処理能力等	火床面積	5.57㎡
	ガス化室容積	10.08㎥
	処理時間	燃焼時間　約8時間
	処理能力	1,156kg/日
	燃焼室	5.2㎥
開始年次	平成19年11月	
対象ごみ	燃やせるごみ、可燃性粗大ごみ	

表 3-6　幌加内町一般廃棄物処理施設(焼却)の処理実績(平成22年度～平成26年度)

(単位：t/年)

区分	ごみ区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
処理量	燃やせるごみ	157.29	137.09	147.78	164.16	153.59
	粗大ごみ	25.00	24.73	16.06	1.83	4.00
		182.29	161.82	163.84	165.99	157.59
処理後搬出	焼却残渣	20.74	18.79	23.33	24.62	27.22

(2) 堆肥化処理

生ごみは生ごみ堆肥化施設に搬出し、堆肥化処理している。生ごみ堆肥化施設の概要を表 3-7に、過去5年間(平成22年度～平成26年度)の本町の堆肥化実績を表 3-8に示す。堆肥量は平成23年度まで上昇傾向にあるが、以降は減少傾向に転じている。

表 3-7　生ごみ堆肥化施設の概要

名称	生ごみ堆肥化施設	
所在地	幌加内町字雨煙別7312-1	
処理能力等	処理方法	オガクズ･バークと混ぜる
	堆肥生産能力	(生ごみ+副資材)*20%くらいの量
開始年次	平成16年4月	
対象ごみ	生ごみ	

表 3-8　生ごみ堆肥化施設の処理実績(平成22年度～平成26年度)

(単位：t/年)

区分	ごみ区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
処理量	生ごみ	85.27	95.82	89.95	80.23	73.75
処理後搬出	堆肥量	26.00	29.00	27.00	24.00	22.00

(3) 資源ごみ処理

びん類･ペットボトル･白色トレイは、本町のストックヤードで一時保管後、町外の業者に選別･圧縮･梱包を委託し、指定法人に引き渡し再資源化する。

中古衣料は、回収ボックスに搬出後、町外のリサイクル業者に委託する。

その他の資源ごみは、本町のストックヤードで一時保管後、町外の再生資源回収業者に引き渡し、再資源化している。

過去5年間(平成22年度～平成26年度)の本町の資源ごみ処理実績を表 3-9に示す。

表 3-9　資源ごみ処理実績(平成22年度～平成26年度)

(単位：t/年)

区分	ごみ区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
処理量	ガラスびん(無色)	4.17	4.83	7.80	8.41	5.31
	ガラスびん(茶色)	6.99	7.13	7.94	8.64	6.66
	ガラスびん(その他)	4.77	4.79	2.94	3.46	4.40
	ペットボトル	5.53	5.00	5.11	5.56	3.86
	白色トレイ	0.66	0.38	0.47	0.61	0.36
	スチール製容器	6.67	6.25	5.75	6.04	3.89
	アルミ製容器	4.16	3.78	4.05	4.67	4.91
	飲料用紙製容器包装	0.31	1.08	0.71	0.83	0.70
	段ボール	35.54	29.82	33.30	35.47	33.24
	新聞	9.30	7.66	4.68	8.18	9.61
	雑誌	18.54	14.63	21.38	24.20	20.01
	発泡スチロール	0.91	0.35	0.57	0.48	0.36
	金属製品類	41.94	24.52	22.39	65.11	30.73
	中古衣料	0.14	0.14	0.55	1.93	1.81
		139.63	110.36	117.64	173.59	125.85

5. 最終処分

焼却残渣、燃やせないごみ及び不燃性粗大ごみは幌加内町一般廃棄物最終処分場で埋立処分している。

(1) 最終処分場の概要

幌加内町一般廃棄物最終処分場の施設概要を表 3-10に示す。

表 3-10　幌加内町一般廃棄物最終処分場の概要

名称	幌加内町一般廃棄物最終処分場		
所在地	幌加内町字雨煙別7312-1		
埋立面積	2,690㎡		
埋立容積	5,941㎥		
埋立期間	15年		
開始年次	平成13年6月		
浸出水処理能力等	処理水量	15㎥/日(平均)	
	放流水質	pH	5.8～8.6
		BOD	20mg/ℓ
		SS	10mg/ℓ
		大腸菌群数	3,000個/mℓ以下
浸出水処理方式	生物処理(回転円板)＋凝集沈殿＋砂ろ過処理方式		
対象ごみ	焼却残渣、燃やせないごみ、不燃性粗大ごみ、農業集落排水残渣、処分場脱水汚泥		

(2) 埋立実績

過去5年間(平成22年度～平成26年度)の最終処分場における埋立実績を表 3-11に示す。

表 3-11　最終処分場埋立実績(平成22年度～平成26年度)

区分	ごみ区分	単位	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
埋立重量	焼却残渣	t/年	20.74	18.79	23.33	24.62	27.22
	燃やせないごみ	t/年	6.64	6.95	5.39	6.22	5.97
		t/年	27.38	25.74	28.72	30.84	33.19

※不燃性粗大ごみについては、排出量が微量であるため、「0」としている。
※農業集落排水残渣及び処分場脱水汚泥の最終処分量については、把握していないため、上表には含まれていない。

6. ごみの不法投棄

幌加内町における過去5年間(平成22年度～平成26年度)のごみの不法投棄の状況を表 3-12に示す。

表 3-12　不法投棄の状況(平成22年度～平成26年度)

項目	単位	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
不法投棄件数	件	16	17	6	4	0
不法投棄個数	個	37	27	10	4	0

7. ごみ処理関連法令の動向

(1) 各種リサイクル法の近年の課題･動向

1) 容器包装リサイクル法

一般廃棄物の約6割を占める容器包装廃棄物について、リサイクル促進のため、平成7年に制定された。平成9年4月より、びん、缶、ペットボトル及び紙パックが、平成12年より紙製容器包装、プラスチック製容器包装及び段ボールが対象品目とされてきた。

法律施行以降、容器包装のリサイクルは、全国で普及し、分別回収率が増加している。一方、国は、2R(リデュース、リユース)に重点を置き、「容器包装廃棄物排出抑制推進員(愛称：3R推進マイスター)による消費者等への普及啓発取組」や使い捨て飲料容器の削減を目指した「マイボトル･マイカップキャンペーン」を実施･推進している。また、平成22年度から「我が国におけるびんリユースシステムの在り方に関する検討会」を立ち上げ、びんリユースシステムの維持･拡大を図るための方策について検討を進めている。

2) 家電リサイクル法

現在、エアコン、テレビ(ブラウン管･液晶(携帯テレビ、カーテレビ及び浴室テレビを除く)等･プラズマ各テレビ)、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機の6品目が対象となっている。

平成26年度において、全ての製造業者等の再商品化の実績は、家電リサイクル法で定める再商品化等基準を上回り、平成27年4月には、再商品化の法定基準が引き上げられた。

近年、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可や市町村の委託等を受けていない「不用品回収業者」が一般家庭や中小の事務所から排出される使用済家電製品等を収集、運搬等する違法行為が増加している。これを踏まえ、平成24年3月19日に、「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について」が全国自治体に通知され、中古品として市場価値のないものや、中古品としての扱いがなされていないものについては金銭の授受に関係なく「廃棄物」であるということが明確化された。

また、製造業者等や小売業者、市町村、国、消費者が、積極的に廃家電の回収促進に取り組み、社会全体で適正なリサイクルを推進していくため、平成27年3月末に廃家電の回収率目標を家電リサイクル法の基本方針に規定し、現在49%の回収率を平成30年度までに56%以上とすることを目標としている。

3) 食品リサイクル法

食品関連事業者(製造、流通、外食等)による食品循環資源の再生利用等を促進することを目的に、平成13年5月に施行された。平成25年度における食品循環資源の再生利用等の実施率は、食品産業全体では85%となっているが、業態別では、食品製造業が95%、食品卸売業が58%、食品小売業が45%、外食産業が25%と格差がある。平成27年7月に公表された食品リサイクル法に基づく「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」

では、平成31年度までに、食品製造業は95%、食品卸売業は70%、食品小売業は55%、外食産業は50%を達成するよう目標が設定されている。

また、「食品ロス削減」のため、平成24年4月に暫定的に設定された、食品リサイクル法に基づく「発生抑制の目標値」に関して、本格展開を行うため、業種の追加等を行い、平成26年4月から、26業種について発生抑制の目標値が設定された。将来的には、できるだけ多くの業種において、目標値の設定を目指すこととなる。

4) 建設リサイクル法

特定建設資材(コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、アスファルト・コンクリート、木材)について、特定建設資材を用いた建築物等の解体工事、又は特定建設資材を使用する新築工事等であって一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、特定建設資材廃棄物を現場で分別し再資源化等を行うことが平成14年5月から義務付けられている。その結果、公共工事以外の民間工事でも特定建設資材廃棄物についてのリサイクルが促進された。

しかし、3Rの第一に掲げられる発生抑制については、その取り組みは十分とは言い難く、また、不法投棄に関しては、全体としてかなり減少してきているが、不法投棄量・不適正処理量の約77%(平成25年度)を建設系廃棄物が占めている等の問題があることから、平成26年9月に、国及び地方公共団体のみならず、民間事業者を含めた建設リサイクルの関係者が今後、中期的に取り組むべき建設副産物のリサイクルや適正処理等を推進することを目的として、国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を内容とする「建設リサイクル推進計画2014」が策定された。

5) 自動車リサイクル法

平成17年1月1日に施行された自動車リサイクル法は、使用済自動車の処理工程で発生するフロン類、エアバッグ類及びシュレッダーダストについて、自動車製造業者及び輸入業者(以降、「製造業者等」と言う。)に対して、引取及びリサイクル(フロン類については破壊)を義務付けている。

平成26年度において、製造業者等は、基準を大きく上回る再資源化を達成している。

近年は、循環型社会と低炭素社会の統合的実現に向けて、3Rの進展とCO_2排出削減が期待できる「低炭素型3R技術・システム」の有効性を検証する、「低炭素型3R技術・システム実証事業」や、エアバッグ類及び二次電池のリユースに関する調査を行い、将来のCO_2排出削減が期待できる低炭素型3R技術・システムの実現に向けて必要な知見を得るため、「自動車部品のリユースの促進に関する基礎調査委託業務」が実施されている。

6) 小型家電リサイクル法

平成25年4月1日から、使用済小型電子機器等の再資源化を促進することによって、廃

棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)」が施行された。

小型家電リサイクル法に基づく使用済小型電子機器のリサイクルを促進するため、市町村の回収体制の整備等を行う、「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」が実施されている。また、環境省では、小型家電リサイクル法の普及啓発を目的として、解説動画を作成し、WEB上で公開、パンフレットの作成・配布等を実施し、今後は、環境教育カリキュラムの検討等を予定している。

(2) 国の方針・目標

1) 第三次循環型社会形成推進基本計画

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成することを目指し、国は循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)に基づき、平成25年3月に第三次循環型社会形成推進基本計画を策定している。

表 3-13　第三次循環型社会形成推進基本計画の概要

区分		概要	
基本的方向	質にも着目した循環型社会の形成	①リサイクルより優先順位の高い2Rの取組がより進む社会経済システムの構築 ②使用済製品からの有用金属の回収と水平リサイクル※等の高度なリサイクルの推進 ③アスベスト、PCB等の有害物質の適正な管理・処理 ④東日本大震災の反省点を踏まえた新たな災害廃棄物対策指針の策定 ⑤循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への活用 ⑥循環型・低炭素・自然共生社会づくりの統合的取組と地域循環圏の高度化	
	国際的取組の推進	①3R国際協力の推進と我が国循環産業の海外展開の支援 ②循環資源の輸出入に係る対応	
	東日本大震災への対応	①災害廃棄物の処理 ②放射性物質によって汚染された廃棄物の処理	
指標及び数値目標(平成32年度)	物質フロー指標	入口	資源生産性：46万円/t
		循環	循環利用率：17%
		出口	最終処分量：1,700万t
	数値目標のある補助指標	入口	土石系資源投入量を除いた資源生産性：68万円/t
		循環	出口側の循環利用率：45%
		出口	―
	数値目標のある取組指標	入口	・一般廃棄物の減量化：平成12年度比25%減 ・1人1日当たりの家庭系ごみ排出量：平成12年度比25%減 ・事業系ごみ排出量：平成12年度比35%減
		循環	―
		出口	電子マニフェストの普及率：50%(平成28年度目標)
		その他	・廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識：約90% ・具体的な3R行動の実施率：平成24年度調査から約20%上昇 ・循環型社会ビジネス市場規模：66兆円

※使用済製品を原料として用いて同一種類にリサイクルすること。

2) 廃棄物処理基本方針

国は、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき、「廃棄物の減量その他その適正な

ごみ処理基本計画

処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(廃棄物処理基本方針・平成13年5月環境省告示第34号)」を定め、平成22年12月に一部変更・追加をしている。

表 3-14　廃棄物処理基本方針の主な変更・追加箇所の概要(平成22年12月)

区分		主な変更・追加箇所
基本的な方向		・世界的な資源制約の顕在化や、地球環境問題への対応 ・循環型社会への転換の更なる推進 ・低炭素社会との統合の観点にも配慮した取組の推進
廃棄物の適正な処理に関する目標(平成27年度)	排出量	【一般廃棄物】平成19年度比約5%削減 【産業廃棄物】平成19年度に対し増加を約1%に抑制
	再生利用率	【一般廃棄物】約25%に増加 【産業廃棄物】約53%に増加
	最終処分量	【一般廃棄物】平成19年度比約22%削減 【産業廃棄物】平成19年度比約12%削減
施策推進に関する基本的事項	市町村の役割	・必要に応じた、海岸漂着物等の処理に関する海岸管理者への協力
	国の役割	・「一般廃棄物会計基準」、「一般廃棄物処理有料化の手引き」、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」の更なる普及 ・微量PCB汚染廃棄物の安全かつ効率的な処理の推進 ・循環型社会と低炭素社会を統合的に実現するためのコベネフィット型技術の研究開発や、リユース・リサイクル・熱回収の推進 ・資源確保の観点にも視野を拡げた廃棄物のリサイクルの推進
	廃棄物の適正処理を確保するための必要な体制の確保	・一般廃棄物の収集運搬における低公害車の導入やバイオ燃料の利用等の推進 ・地域の特性に応じた廃棄物系バイオマスの適切な再生利用等の推進 ・委託処理した産業廃棄物処理状況の事業者による確認 ・地方公共団体による不適正処理等の違反行為に対する迅速かつ厳正な行政処分の必要性
	優良な処理業者の育成	・能力、実績に関する基準の設定 ・基準に適合する処理業者の情報のインターネットによる提供
	不法投棄等の不適正処理事案への対応	・不法投棄等の不適正処理に伴う生活環境保全上の支障において、原因者が行う除去等の措置に対する適切な助言等の支援
	廃棄物の輸出入	・国内における適正処理が確保される限りにおいて積極的に推進
廃棄物処理施設の整備に関する基本的事項	一般廃棄物の適正処理に必要な処理施設の整備	・効率的な廃棄物系バイオマスの利活用のための施設整備の推進 ・焼却処理におけるごみ発電等の熱回収への積極的取組 ・効率的な汚水処理施設整備の推進 ・し尿処理施設の整備におけるメタン・リン回収設備導入等、資源の有効利用の推進 ・災害廃棄物を保管するためのストックヤードの整備 ・ストックマネジメント導入による廃棄物処理施設の長寿命化・延命化
	産業廃棄物の適正処理に必要な処理施設の整備	・熱回収が可能な焼却施設の整備の優先 ・微量PCB汚染廃棄物や石綿含有廃棄物の処理体制の整備の推進
	地域市民への情報公開の促進	・産業廃棄物の多量排出事業者による減量等処理計画のインターネット等による公表
その他廃棄物の処理に関する必要な事項		・レアメタル回収技術に関する研究、廃棄物系バイオマスの利活用推進のための研究、地方公共団体の施策と連携した廃棄物処理に係る地域独自の課題についての調査研究、廃棄物熱回収の高効率化技術の開発の推進

3) 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理法第5条の3の規定に基づき、5年毎に国が策定

するものである。平成25年5月に策定された廃棄物処理施設整備計画では、平成25年度から平成29年度までを計画期間とし、3Rの推進に加え、災害対策や地球温暖化対策の強化を目指し、広域的視点に立った強靭な廃棄物処理システムの確保を進めることを定めている。

表 3-15　廃棄物処理施設整備計画の概要

区分	概要
計画期間	●平成25年度から平成29年度の5年間
基本的理念	●3Rの推進 ●強靭な一般廃棄物処理システムの確保 ●地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備
重点目標	●排出抑制、最終処分量の削減を進め、着実に最終処分を実施 ・ごみのリサイクル率：22% → 26% ・最終処分場の残余年数：平成24年度の水準(20年分)を維持 ●焼却時に高効率な発電を実施し、回収エネルギー量を確保 ・期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値：16% → 21% ●し尿及び生活雑排水の処理を推進し、水環境を保全 ・浄化槽処理人口普及率：9% → 12%
廃棄物処理システムの方向性	●市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進 ●地域市民等の理解と協力の確保 ●広域的な視野に立った廃棄物処理システムの改善 ・広域圏の一般廃棄物の排出動向を見据え、廃棄物処理システムの強靭化の観点も含め、施設整備を計画的に進める。 ・ストックマネジメントの手法を導入し、既存の廃棄物処理施設の計画的な維持管理及び更新を推進し、施設の長寿命化･延命化を図る。 ・資源の有効利用や地球温暖化対策の観点から具体的な指標を求め、より優れたものを優先的に整備する。 ●地球温暖化防止及び省エネルギー･創エネルギーへの取組にも配慮した廃棄物処理施設の整備 ・廃棄物処理施設の省エネルギー化･創エネルギー化を進め、地域の廃棄物処理システム全体で温室効果ガスの排出抑制及びエネルギー消費の低減を図る。 ・例えば、廃棄物発電施設の大規模化、地域特性を踏まえた熱の地域還元等の取組を促進する。 ●廃棄物系バイオマスの利活用の推進 ・廃棄物焼却施設の熱回収とメタン回収施設を組み合わせる等、効率的なエネルギー回収を進める。 ●災害対策の強化 ・廃棄物処理施設を、通常の廃棄物処理に加え、災害廃棄物を円滑に処理するための拠点と捉え直し、広域圏毎に一定程度の余裕を持った焼却施設及び最終処分場の能力を維持し、代替性及び多重性を確保する。 ・地域の核となる廃棄物処理施設においては、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靭性を確保する。 ●廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化

(3) 北海道の方針･目標

北海道の廃棄物処理計画は、昭和49年12月に北海道産業廃棄物処理計画として策定され、第4次計画まで産業廃棄物の適正処理を目的として見直しされてきた。廃棄物処理法の改正により一般廃棄物も合わせた処理計画を定めることとなり、平成13年12月に北海道廃棄物処理計画として策定され、平成17年3月、平成22年4月の改定を経て、平成27年3月に新たな北海道廃棄物処理計画が策定されている。

北海道廃棄物処理計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とするもので、国の基本方針で示されている廃棄物の「排出抑制」、「適正な循環的利用」、「適正処分の確保」や、「廃棄物処理施設整備計画」に加え、北海道が目指す循環型社会の実現に向けて基本的な方針に示される「バイオマスの利活用」及び「リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興」を視点としている。

さらに、低炭素社会や自然共生社会と調和し、循環資源を効果的かつ効率的に循環する「地域循環圏の構築」も視点としている。

また、排出抑制、適正な循環的利用、適正処分の確保、バイオマス利活用において、平成31年度における目標値を以下のように定めている。

表 3-16　北海道廃棄物処理計画の目標値

目標区分	指標	基準年度 (平成24年度)	目標年度 (平成31年度)
排出抑制 に関する目標	一般廃棄物の排出量	2,013千t	1,800千t以下 (約11%減)
	1人1日当たりごみ排出量	1,004g/人･日	940g/人･日以下
	1人1日当たり家庭ごみ排出量	622g/人･日	590g/人･日以下
適正な循環的利用 に関する目標	リサイクル率	23.6%	30%以上
適正処分の確保に 関する目標	最終処分量	402千t	290千t以下 (約28%減)
	減量化量	1,326千t	980千t
バイオマスの利活用 に関する目標	廃棄物系バイオマス利活用率 (排出量ベース(炭素換算量))	86%	88%以上

8. ごみ処理システムの評価

現在の本町のごみ処理システムを、ごみの排出、リサイクル、最終処分、ごみ処理に伴う温室効果ガス排出、処理コストの点で、北海道や全国と比較し、評価する。

(1) 標準的な分別収集区分との比較

国は、平成19年6月に「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」(以降、「システム指針」と言う。)を公表し、基本方針に則し、一般廃棄物の標準的な分別収集区分、適正な循環的利用や適正処理の考え方を示した。

システム指針によるごみの標準的な分別収集区分を下表に示す。標準的な分別収集区分は、類型Ⅰから類型Ⅲに示されており、数字の順に分別収集区分の種類が多くなっている。システム指針では、「一般廃棄物処理基本計画の見直しに当たって、分別収集区分が類型Ⅰの水準に達していない市町村にあっては類型Ⅰ又は類型Ⅱを、類型Ⅰ又はこれに準ずる水準の市町村にあっては類型Ⅱを、分別収集区分の見直しの際の目安にする。同様に、類型Ⅱ又はこれに準ずる水準の市町村、その他の意欲ある市町村にあっては、さらにバイオマスの有効利用の観点から分別収集区分を見直すこととし、その際には類型Ⅲを分別収集区分の目安とする。」としている。

本町では、分別収集区分は類型Ⅲに属するが、「プラスチック製容器包装」及び「紙製容器包装」は一部のみの実施となっている。

表 3-17　標準的な分別収集区分との比較(平成26年度)

標準的な分別収集区分		類型Ⅰ	類型Ⅱ	類型Ⅲ	幌加内町
①資源回収する容器包装	①-1スチール缶･アルミ缶	■	■	■	○
	①-2ガラスびん	■	■	■	○
	①-3ペットボトル	■	■	■	○
	①-4プラスチック製容器包装		■	■	△※1
	①-5紙製容器包装		■	■	△※2
②資源回収する古紙類、布類等の資源ごみ(集団回収によるものを含む)		■	■	■	○
③資源回収する生ごみ、廃食用油等のバイオマス				■	○
④小型家電			■	■	○
⑤燃やすごみ(廃プラスチック類を含む)		■	■	■	○
⑥燃やさないごみ		■	■	■	○
⑦その他専用の処理のために分別するごみ		■	■	■	○
⑧粗大ごみ		■	■	■	○

※1：①-4については白色トレイ、発泡スチロールのみ実施している。
※2：①-5については飲料用紙製容器包装、段ボールのみ実施している。

(2) ごみの排出状況

ごみ総排出量原単位を北海道や全国と比較した結果を図 3-4に示す。本町のごみ総排出量原単位は約650g/人・日で推移しており、また、北海道や全国を大きく下回っている。

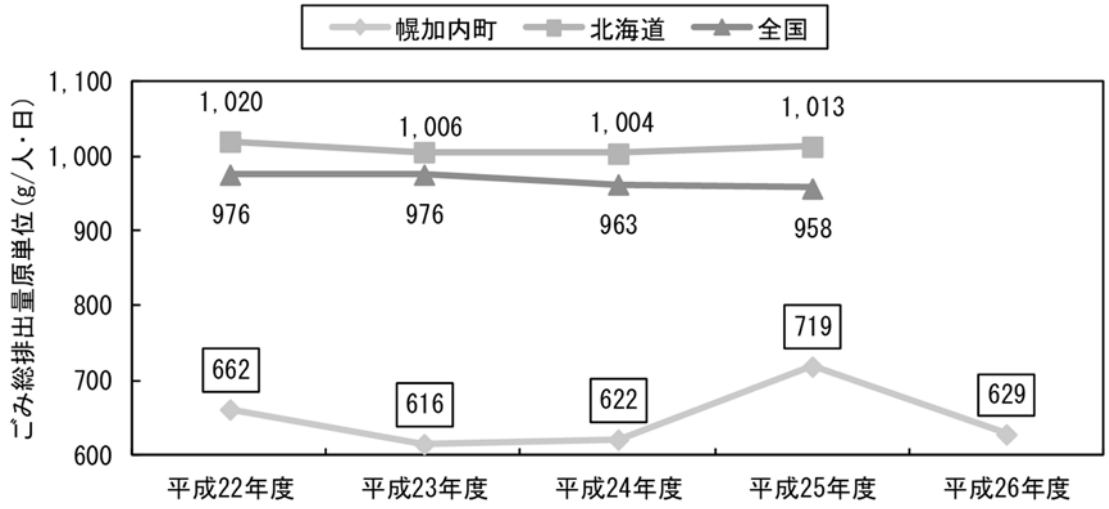

※ごみ総排出量＝ごみ排出量＋集団資源回収量(本町においては0)
※ごみ総排出量原単位(g/人・日)＝ごみ総排出量(t/年)÷行政区域内人口(人)÷365日×10^6
※北海道・全国は、一般廃棄物処理実態調査(環境省)の数値を引用、平成26年度値は現時点で公表されていない。

図 3-4　ごみ総排出量原単位の比較(平成22年度～平成26年度)

(3) リサイクルの状況

排出されるごみのうち、再資源化される割合を「リサイクル率」と定義し、リサイクルの状況を評価する。本町において、再資源化されるごみは堆肥化処理による堆肥量及び資源ごみとなっている。過去5年間(平成22年度～平成26年度)における本町のリサイクル率を表 3-18に示す。リサイクル率の推移を北海道や全国で比較した結果を図 3-5に示す。

本町のリサイクル率は約41%で推移しており、北海道や全国を上回っている。

表 3-18　本町のリサイクル率の推移(平成22年度～平成26年度)

(単位：t/年)

区分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	堆肥量	26.00	29.00	27.00	24.00	22.00
	資源ごみ	139.63	110.36	117.64	173.59	125.85
①処理による再資源化量		165.63	139.36	144.64	197.59	147.85
②ごみ総排出量		413.83	374.95	376.82	426.03	363.16
③リサイクル率(①/②)		40.0%	37.2%	38.4%	46.4%	40.7%

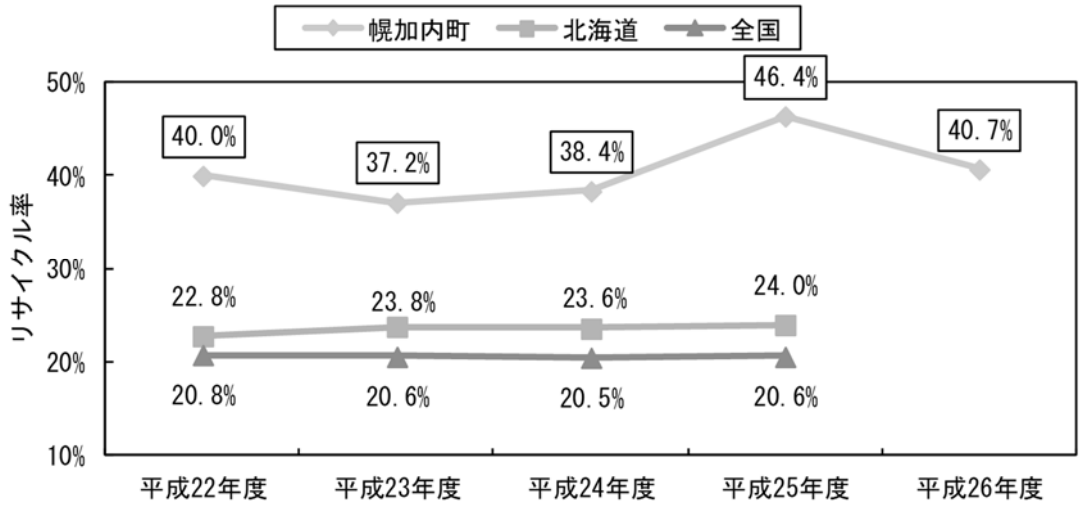

※北海道･全国は、一般廃棄物処理実態調査(環境省)の数値を引用、平成26年度値は現時点で公表されていない。

図 3-5　リサイクル率の比較(平成22年度～平成26年度)

(4) 最終処分の状況

1人1日当たりの最終処分量を、「最終処分量原単位」と定義し、最終処分状況を評価する。過去5年間(平成22年度～平成26年度)における本町の最終処分量原単位を表 3-19に示す。最終処分量原単位の推移を北海道や全国で比較した結果を図 3-6に示す。

本町の最終処分量原単位は約48g/人・日で推移しており、北海道や全国を大きく下回っている。

表 3-19　本町の最終処分量原単位

区分	単位	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
ごみ総排出量	t/年	413.83	374.95	376.82	426.03	363.16
最終処分量	t/年	27.38	25.74	28.72	30.84	33.19
最終処分率	%	6.6%	6.9%	7.6%	7.2%	9.1%
最終処分量原単位	g/人・日	44	42	47	52	57

※最終処分率＝最終処分量(埋立重量)÷ごみ総排出量×100
※最終処分量原単位(g/人・日)＝最終処分量(埋立重量)(t/年)÷人口(人)÷365日×10^6

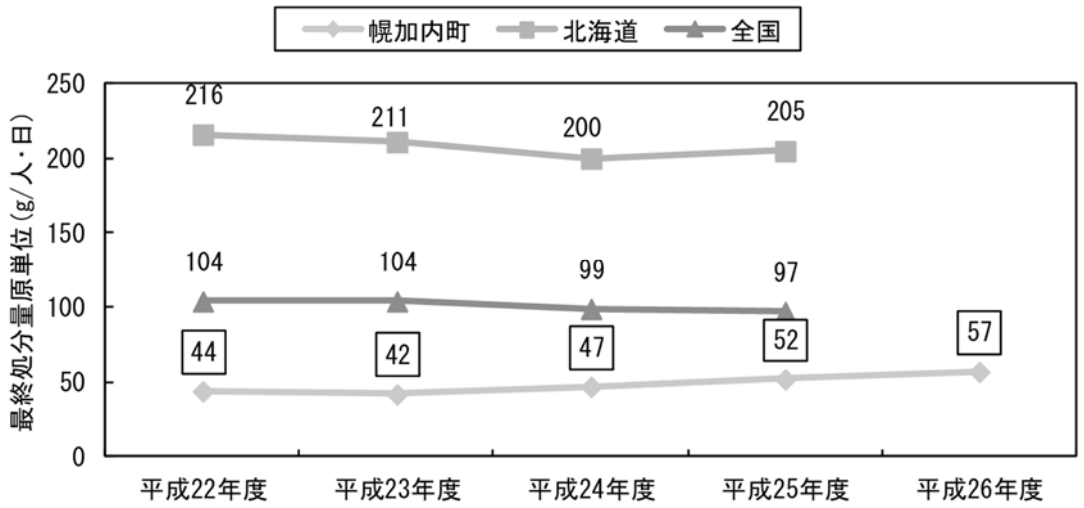

※北海道・全国は、一般廃棄物処理実態調査(環境省)の最終処分量及び人口より算出、平成26年度値は現時点で公表されていない。

図 3-6　最終処分量原単位の比較(平成22年度～平成26年度)

(5) ごみ処理による温室効果ガス排出状況

「温室効果ガス排出量算定･報告マニュアル」(環境省･経済産業省)及び「システム指針」に基づいて、ごみ処理で消費する電力、化石燃料使用量等から温室効果ガス排出量を算出した。本町の平成26年度におけるごみ処理に伴う温室効果ガス年間排出量は、約110t-CO_2/年、本町の人口1人1日当たり温室効果ガス排出量は、約0.19kg-CO_2/人･日と推計された。

我が国において、平成25年度の廃棄物分野から排出される温室効果ガスは約2,182万t-CO_2/年※と報告されており。これを我が国の人口1人1日当たり温室効果ガス排出量に換算すると、約0.47kg-CO_2/人･日となる。よって、本町の人口1人1日当たり温室効果ガス排出量は、全国より少ないと考えられる。

※「日本国温室効果ガスインベントリ報告書(独立行政法人国立環境研究所)」の結果より試算

表 3-20　本町のごみ処理に伴う温室効果ガス排出量の推計結果(平成26年度)

区分		対象ガス	排出量	温暖化係数	排出量(CO_2換算)
収集運搬	燃料使用	CO_2	16,157 kg-CO_2/年	1	16,157 kg-CO_2/年
	自動車の走行	CH_4	0 kg-CH_4/年	21	0 kg-CO_2/年
	自動車の走行	N_2O	0 kg-N_2O/年	310	0 kg-CO_2/年
中間処理	燃料使用	CO_2	29,115 kg-CO_2/年	1	29,115 kg-CO_2/年
	電気使用	CO_2	6,796 kg-CO_2/年	1	6,796 kg-CO_2/年
	作業車両燃料使用	CO_2	9,456 kg-CO_2/年	1	9,456 kg-CO_2/年
最終処分	燃料使用	CO_2	15,246 kg-CO_2/年	1	15,246 kg-CO_2/年
	電気使用	CO_2	32,766 kg-CO_2/年	1	32,766 kg-CO_2/年
	作業車両燃料使用※	CO_2	0 kg-CO_2/年	1	0 kg-CO_2/年
合計					109,536 kg-CO_2/年
計画収集人口					1,582 人
人口1人1日当たり温室効果ガス排出量					0.19 kg-CO_2/人･日
人口1人1年当たり温室効果ガス排出量					69 kg-CO_2/人年

※各排出量の算出詳細は、一般廃棄物処理システム評価検討書を参照
※最終処分の作業車両燃料使用による排出量は、中間処理の作業車両燃料による排出量に含まれるため、「0」としている。

(6) ごみ処理コスト

過去4年間(平成22年度～平成25年度)におけるごみの収集運搬、処理委託等に必要な年間処理費用を表 3-21に示す。

表 3-21　本町の年間ごみ処理費用の内訳(平成22年度～平成25年度)

(単位：千円/年)

区分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
建設改良費		0	0	0	0
処理及び維持管理費	人件費	16,217	16,286	15,785	14,492
	処理費	13,864	16,776	19,279	20,689
	委託費	10,221	32,252	8,942	8,528
その他		0	0	0	0
計		40,302	65,314	44,006	43,709

本町の1人当たり年間ごみ処理費用の推移を北海道や全国で比較した結果を図 3-7に示す。本町の1人当たり年間ごみ処理費用は、増加傾向にあり、また、北海道や全国を大きく上回っている。

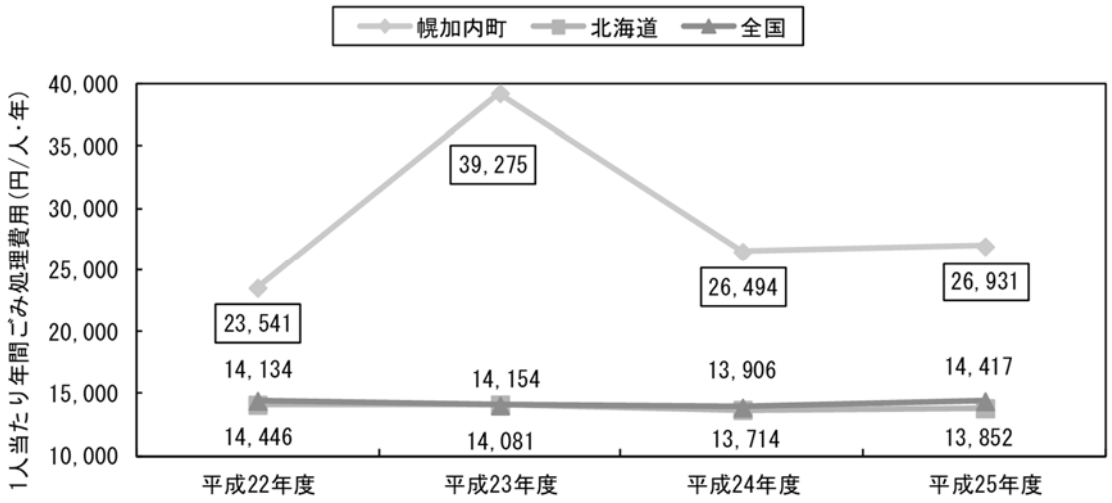

※一般廃棄物処理実態調査(環境省)の費用(組合分担金を除いた額)及び人口より算出。

図 3-7　1人当たり年間ごみ処理費用の比較(平成22年度～平成25年度)

9. ごみ処理における課題整理

ごみ処理の現状及びごみ処理評価結果より、ごみの排出抑制･減量化、リサイクルの推進、ごみの適正処理の観点から本町のごみ処理の課題を整理する。

(1) ごみの排出抑制･減量化

本町のごみ排出量原単位は過去5年間(平成22年度～平成26年度)で、北海道や全国より少なく、比較的高い水準でごみの排出抑制に取り組んでいる。今後は、この数値が増加に転じないように、引き続き、ごみの排出抑制に取り組むとともに、具体的な排出目標を設定し、町民･事業者･本町が協力し、ごみの排出抑制･減量化等をさらに推進する必要がある。

(2) リサイクルの推進

本町のリサイクル率は北海道や全国よりも高く、比較的高い水準でリサイクルに取り組んでいる。

白色トレイ･発泡スチロールを除くその他プラスチック製容器包装及び、飲料用紙製容器包装･ダンボールを除くその他紙製容器包装の分別収集を行っていないため、その他プラスチック製容器包装及びその他紙製容器包装のリサイクルを今後検討する必要がある。

(3) ごみの適正処理

現最終処分場が計画期間で埋立終了する見込みであるため、新最終処分場の施設整備に向けた計画･準備を進める必要がある。

第4章　ごみ処理の基本方針

1. ごみ処理の基本方針

本町は、天然資源が抑制され、環境への負荷が低減される循環型社会の構築を目指し、町民・事業者・本町の排出抑制(Reduce:リデュース)・再利用(Reuse:リユース)によるごみの減量化の取り組み、不適正排出や不法投棄の防止等による適正なごみ処理体制の強化等を行う。

また、本計画の実施にあたっては、平成27年度に策定された「幌加内町第7次総合振興計画」等との一体的取組を推進する。

2. 計画策定期間

本計画は、策定年次を平成27年度、計画期間を平成28年度から平成42年度までの15年間とする。また、計画の見直し等を行うため、平成32年度及び平成37年度を中間目標年次として設定する。

（参考）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について

環整第233号平成4年8月13日
厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知

第1　一般廃棄物に関する事項
1　一般廃棄物処理計画
⑴　市町村は、一般廃棄物処理計画において、ごみ及び生活排水処理について、それぞれ一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画を策定すること。
なお、基本計画は、目標年次をおおむね10年から15年先に置いて、おおむね5年ごとに改訂するとともに、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適当であること。

年数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
年度	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
本計画	長期におけるごみ処理の基本的方向・事項															
	計画策定年次					中間目標年次					中間目標年次					計画目標年次

3. 数値目標の設定

(1) ごみ減量目標

ごみ排出量現状推計に対して、北海道廃棄物処理計画(第4次)に準じた本計画の減量目標を達成するために必要な減量目標を設定し、減量後のごみ排出量を推計する。本計画では、資源ごみを除くごみを減量の対象とする。ごみ排出量現状推計と家庭・事業所単位でのごみの減量目標を以下のように設定する。

ごみの減量目標

■目標
平成31年度までに以下の目標値に減量し、平成32年度以降は、平成24年度実績に対し、年間1%以上減量し、平成42年度には、平成24年度に対し、22%減量する。

平成31年度ごみ排出量	335t/年に減量(平成24年度	377 t/年)
平成42年度ごみ排出量	294t/年に減量	

※ごみ排出量原単位は北海道廃棄物処理計画(第４次)に準じ、平成24年度実績より約11%減量することを目標として設定した。
※計画値は、平成27年度を起点にごみ排出量原単位を徐々に減少させていく。平成33年度以降は目標値で一定推移とした。

(2) リサイクル率目標

ごみ減量と併せて、従来からの堆肥化処理による堆肥化及び資源ごみ回収を推進し、計画目標値は、これらの計画を想定した数値とする。

リサイクル目標

リサイクル率
目標年次(平成42年度)までに43%以上(平成26年度　40.7%)

※リサイクル率＝中間処理による資源化量÷ごみ総排出量×100

第5章　ごみの発生量及び処理量の見込み

1. 推計の流れ

ごみ排出量の推計は、まず、今後15年間、将来人口及び現在の処理状況で推移した場合の「ごみ排出量の現状推計」を行う。

次に、これら現状推計に対して、減量･再資源化推進の目標を設定し、資源ごみを除くごみの発生抑制による減量を考慮した「減量推進後のごみ排出量」を算定する。

2. ごみ排出量の現状推計

(1) 行政区域内人口の推計

将来人口は、以下の9つの数学的統計式を用いて、過去のトレンドを再現した推計式を作成する。これらの中から、実績との相関性が高い推計式を選定し、この式で算定される推計値を将来人口とする。

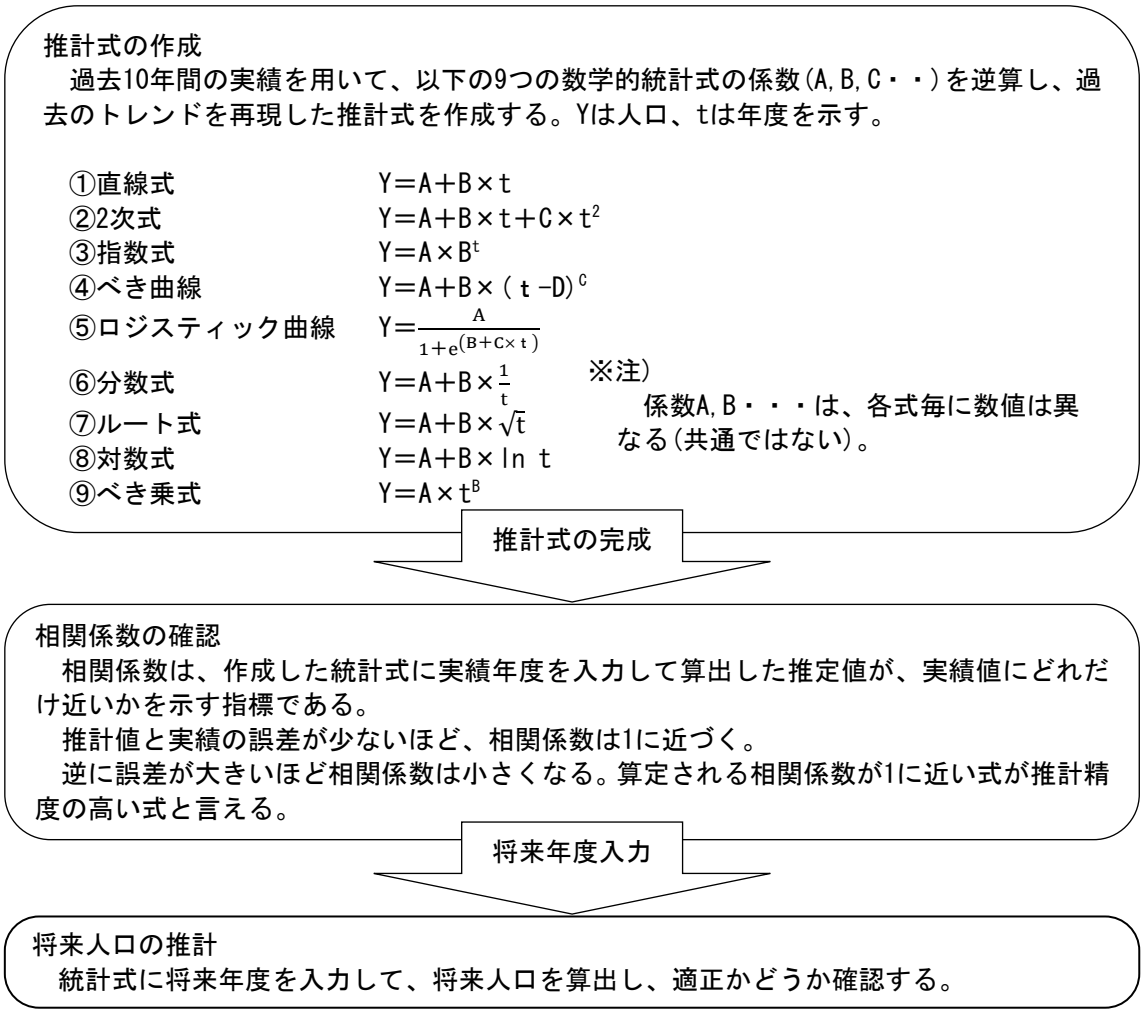

図 5-1　行政区域内人口推計フロー

以上の方法より、本町の人口推計結果を表 5-1に示す。

本町の将来人口は減少傾向を示している。その結果、目標年次における本町の人口は1,340人となり、現状(平成26年度)に対して約15%減となる。

表 5-1　幌加内町の行政区域内人口の推計結果(推計式：分数式)

(単位：人)

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
行政区域内人口	1,559	1,537	1,517	1,498	1,480	1,463
項目	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	
行政区域内人口	1,448	1,433	1,419	1,406	1,394	
項目	平成38年度	平成39年度	平成40年度	平成41年度	平成42年度	
行政区域内人口	1,382	1,371	1,360	1,350	1,340	

(2) ごみ排出量の現状推計

平成27年度以降のごみ排出量原単位は、ごみ区分毎に、過去5年間の実績平均で一定推移するものとして算定する。

本町のごみ排出量及びごみ排出量原単位の現状推計結果を表 5-2に示す。

表 5-2　ごみ排出量及びごみ排出量原単位の現状推計

区分		平成26年度 (現状)	平成32年度 (中間年次)	平成37年度 (中間年次)	平成42年度 (目標年次)
行政区域内人口(人)		1,582	1,463	1,394	1,340
排出量 (t/年)	燃やせるごみ	154	135	129	124
	生ごみ	74	75	72	69
	燃やせないごみ	6	5	5	5
	粗大ごみ	4	12	12	11
	資源ごみ	126	119	113	109
	計	363	346	331	318
排出量原単位 (g/人･日)	燃やせるごみ	266	253	253	253
	生ごみ	128	141	141	141
	燃やせないごみ	10	10	10	10
	粗大ごみ	7	23	23	23
	資源ごみ	218	222	222	222
	計	629	649	649	649

3. 減量推進後のごみ排出量の推計

ごみ排出量現状推計に対して、本計画の減量目標を達成するために必要な減量推進量を設定し、減量推進後のごみ排出量を推計する。

(1) ごみ減量の設定

以下の方針により、ごみ排出量原単位のごみ減量推進後目標を設定する。

- ごみ減量推進後目標は、北海道廃棄物処理計画(第4次)に基づき、設定する。
- 北海道が目標としている、「平成31年度における一般廃棄物排出量を平成24年度に対して約11%以上の削減」に準じ、平成24年度におけるごみ排出量377t/年から約11%以上減量し、平成31年度におけるごみ排出量原単位を335t/年とする。
- 平成32年度以降についても、ごみ排出量を徐々に減量し、平成24年度実績に対し年間1%以上減量し、平成42年度には平成24年度に対し22%以上減量する。

(2) 減量推進後のごみ排出量の算定

1) 減量推進後の家庭系ごみ排出量

以下の手順で整理する。

減量推進後のごみ排出量算定方法

①年度別の減量推進後のごみ排出量目標の設定
- 平成27年度を起点に平成42年度までごみ排出量を徐々に減少させる。
- 年度別ごみ排出量の減量推計と現状推計の差より、ごみ減量を算出する。

②ごみ区分毎の減量推進後のごみ排出量の設定
- 資源ごみを除くごみの減量を図るものとし、①のごみ減量を各年度のごみ区分別ごみ排出量現状推計見合いで、ごみ区分別に按分する。
- ごみ排出量現状推計とごみ減量からごみ区分別の減量推進後のごみ排出量を算定する。

③ごみ区分毎の減量推進後のごみ排出量原単位の設定
- 減量後のごみ排出量と人口から、ごみ排出量原単位を算定する。

本町における減量推進後のごみ排出量及びごみ排出量原単位の推計結果を表 5-3に示す。目標年次におけるごみ排出量は294t/年に減量され、平成26年度実績から約19%減量している。

ごみ排出量原単位は減量傾向で推移しており、目標年次におけるごみ排出量原単位は、平成26年度実績629g/人・日に対して、約4%減の601g/人・日となる。

表 5-3　減量推進後のごみ排出量及びごみ排出量原単位の推計結果

区分		平成26年度（現状）	平成32年度（中間年次）	平成37年度（中間年次）	平成42年度（目標年次）
行政区域内人口（人）		1,582	1,463	1,394	1,340
排出量（t/年）	燃やせるごみ	154	126	118	110
	生ごみ	74	70	66	61
	燃やせないごみ	6	5	5	4
	粗大ごみ	4	11	11	10
	資源ごみ	126	119	113	109
	計	363	331	313	294
排出量原単位（g/人・日）	燃やせるごみ	266	236	232	225
	生ごみ	128	131	130	125
	燃やせないごみ	10	9	10	8
	粗大ごみ	7	21	22	20
	資源ごみ	218	222	222	222
	計	629	620	615	601

4. ごみ処理量の推計

前節で計画したごみ排出量より、焼却処理量・堆肥化処理量・資源ごみ処理量・最終処分量を算定する。

(1) 焼却処理量の推計

燃やせるごみ、可燃性粗大ごみを処理対象とし、以下の方法で算定する。可燃性粗大ごみは、粗大ごみのうちほぼ全量を占めるため、粗大ごみの排出量を用いる。

焼却処理量　＝燃やせるごみ＋粗大ごみ
焼却残渣　　＝焼却処理量×焼却処理量に対する残渣発生率(13.9%)※

※：焼却処理量に対する焼却残渣発生率は、過去5年間の処理実績の平均より設定した。

目標年次における焼却処理量は、現状(平成26年度)の約24%減の120t/年で計画する。

表 5-4　焼却処理量の推計

(単位：t/年)

区分	ごみ区分	平成26年度(現状)	平成32年度(中間年次)	平成37年度(中間年次)	平成42年度(目標年次)
処理量	燃やせるごみ	154	126	118	110
	粗大ごみ	4	11	11	10
		158	137	129	120
処理後搬出	焼却残渣	27	19	18	17

(2) 堆肥化処理量の推計

生ごみの堆肥化処理量は以下の方法で算定する。

堆肥化処理量 ＝生ごみ
堆肥量　　＝堆肥化処理量×堆肥化処理量に対する堆肥化率(30.1%)※1

※：堆肥化処理量に対する堆肥化率は、過去5年間の処理実績の平均より設定した。

目標年次における生ごみ量は、現状(平成26年度)の約17%減の61t/年で計画する。

表 5-5　堆肥化処理量の推計

(単位：t/年)

区分	ごみ区分	平成26年度(現状)	平成32年度(中間年次)	平成37年度(中間年次)	平成42年度(目標年次)
処理量	生ごみ	74	70	66	61
処理後搬出	堆肥量	22	21	20	18

(3) 資源ごみ処理の推計

資源ごみの品目別処理量は以下の方法で算定する。

資源ごみの品目別処理量　＝資源ごみ×資源ごみの品目別割合※1

※：資源ごみの品目別割合は、過去5年間の実績の平均より、ガラスびん(無色)4.6%、ガラスびん(茶色)5.6%、ガラスびん(その他)3.1%、ペットボトル3.8%、白色トレイ0.4%、スチール製容器4.3%、アルミ製容器3.2%、飲料用紙製容器包装0.5%、段ボール25.1%、新聞5.9%、雑誌14.8%、発泡スチロール0.4%、金属製品類27.7%,、中古衣料0.7%とした。

目標年次における資源ごみ処理量は、現状(平成26年度)の約13%減の109t/年で計画する。

表 5-6　資源ごみ処理量の推計

(単位：t/年)

区分	ごみ区分	平成26年度 (現状)	平成32年度 (中間年次)	平成37年度 (中間年次)	平成42年度 (目標年次)
処理量	ガラスびん(無色)	5	5	5	5
	ガラスびん(茶色)	7	7	6	6
	ガラスびん(その他)	4	4	4	3
	ペットボトル	4	5	4	4
	白色トレイ	0	0	0	0
	スチール製容器	4	5	5	5
	アルミ製容器	5	4	4	3
	飲料用紙製容器包装	1	1	1	1
	段ボール	33	30	28	27
	新聞	10	7	7	6
	雑誌	20	18	17	16
	発泡スチロール	0	0	0	0
	金属製品類	31	33	31	30
	中古衣料	2	1	1	1
		126	119	113	109

※白色トレイ及び発泡スチロールについては、処理されているが、四捨五入により0t/年となっている。
※四捨五入により合計が一致しない場合がある。

(4) 最終処分量の推計

最終処分量の設定にあたっては、平成27年度に実測した焼却残渣、燃やせないごみ、農業集落排水残渣及び処分場脱水汚泥の埋立容量及び埋立重量を参考に、埋立物の体積換算係数及び年間ごみ埋立容量を推定した。

埋立重量(t/年)　＝焼却残渣＋燃やせないごみ＋農業集落排水残渣※1＋処分場脱水汚泥※1
埋立容量(m³/年)　＝焼却残渣×焼却残渣に対する堆積換算率※3
＋燃やせないごみ×燃やせないごみに対する堆積換算率※4
＋農業集落排水残渣×農業集落排水残渣に対する堆積換算率※5
＋処分場脱水汚泥×処分場断水汚泥に対する堆積換算率※6

※1：農業集落排水残渣、処分場脱水汚泥は、平成27年度の実測値より、3t/年として設定した。
※2：不燃性粗大ごみに関しては、排出量が微量のため、「0」として推定する。
※3：焼却残渣に対する体積換算率は、平成27年度の実測値より、3m³/tとして設定した。
※4：燃やせないごみに対する体積換算率は、文献値より単位体積重量が、搬入時の嵩密度0.2t/m³×埋立時のブルトーザによる圧縮係数4.5＝0.9t/m³であることから、1.1m³/tとして設定した。
※5：農業集落排水残渣に対する体積換算率は、平成27年度の実測値より、9m³/tとして設定した。
※6：処分場脱水汚泥に対する体積換算率は、平成27年度の実測値より、9m³/tとして設定した。

表 5-7　最終処分量の推計

(単位：t/年)

区分			単位	平成32年度（中間年次）	平成37年度（中間年次）	平成42年度（目標年次）
埋立重量	ごみ	焼却残渣	t/年	19	18	17
		燃やせないごみ	t/年	5	5	4
	その他	農業集落排水残渣	t/年	3	3	3
		処分場脱水汚泥	t/年	3	3	3
			t/年	30	29	27
埋立容量	ごみ	焼却残渣	m³/年	57	54	51
		燃やせないごみ	m³/年	6	6	4
	その他	農業集落排水残渣	m³/年	27	27	27
		処分場脱水汚泥	m³/年	27	27	27
			m³/年	117	114	109

(5) 減量･再資源化推進後のごみ処理システム評価

ごみ減量･再資源化推進後のごみ排出量原単位、リサイクル率、最終処分量原単位について平成26年度現在と目標年次まで推移した場合を比較する。

目標年次までに、ごみ減量･再資源化推進による目標を達成することによって、現状(平成26年度)に対して、ごみ排出量原単位は4.5%削減、リサイクル率は43.2%を達成する。

表 5-8　ごみ処理システム評価における現在との比較

区分	平成26年度 (現状)	平成32年度 (中間年次)	平成37年度 (中間年次)	平成42年度 (目標年次)
ごみ排出量原単位(g/人･日)	629	620 -1.4%	615 -2.2%	601 -4.5%
リサイクル率	40.7%	42.3% 3.9%	42.5% 4.4%	43.2% 6.1%
最終処分量原単位(g/人･日)	57	56 -1.8%	57 0.0%	55 -3.5%

※ごみ排出量原単位(g/人･日)＝ごみ排出量(t/年)÷行政区域内人口(人)÷365日×10^6
※リサイクル率(%)＝処理による再資源化量(t/年)÷ごみ排出量(t/年)×100
※最終処分量原単位(g/人･日)＝最終処分量(埋立重量)(t/年)÷行政区域内人口(人)÷365日×10^6
※下段のパーセンテージは平成26年度に対する減量率

第6章　ごみ処理基本計画

本計画における基本方針及びごみの減量の目標を達成するため、ごみの排出抑制･減量化、収集運搬、中間処理、最終処分、その他の計画を定める。

1. ごみの排出抑制･減量化計画

(1) 町民への普及啓発活動の推進

町民が必要とする情報を解りやすい周知方法により、啓発する。

また、買い物に際して、買い物かご･買い物袋等を持参するなど、町民が身近に出来る「エコ」を推進しながら、ごみの減量に取り組む工夫をし、ごみを取り巻く地球環境の改善に関心を持ってもらう。

(2) 家庭ごみの適正排出と分別の徹底

排出マナー･ごみの適正な分別排出を向上させるため、ごみの分別辞典の整備とホームページへの掲載によるPR活動により、町民がいつでも分別･適正排出の方法が確認できるよう周知を図る。

(3) 再資源化可能なごみの分別徹底

循環型社会の形成には、資源ごみのリサイクル体制を構築することが必要不可欠であることから、缶･びん･ペットボトル、その他の資源ごみを効率よくリサイクルできる体制を整備する。

また、生ごみの堆肥化を継続しリサイクルに対する町民の意識高揚とリサイクル率の向上を目指す。

(4) ごみの排出目標

本町において、ごみ処理の基本方針に基づき、中間目標(平成32年度、平成37年度)、目標年次(平成42年度)におけるごみ排出量及びごみ排出量原単位の減量を目指す。

表 6-1　幌加内町のごみの排出目標

区分	単位	平成26年度 (現状)	平成32年度 (中間年次)	平成37年度 (中間年次)	平成42年度 (目標年次)
行政区域内人口	人	1,582	1,463	1,394	1,340
ごみ排出量	t/年	363	331 -8.9%	313 -13.8%	294 -19.0%
ごみ排出量原単位	g/人･日	629	620 -1.4%	615 -2.2%	601 -4.5%

※下段のパーセンテージは平成26年度に対する減量率

2. 収集運搬計画

本町で発生したごみを衛生的かつ効率的に収集運搬する体制を整備し、住民に対するサービスの向上を図る。

(1) 分別及び排出方法の徹底

収集運搬作業の効率化のため、分別排出時の適正な排出について解りやすく周知し、分別方法の指導を徹底する。

(2) ステーションでの適正排出の啓発

基本的にステーションは自治区及び町内会の所有物となるが、町民が気持ちよく使用できるよう排出された不適切なごみについては、個別に是正を促す。

(3) 効率的な収集運搬の体制整備

ごみの種類毎に収集運搬車両を適正配置し、業務の効率化を図る。

また、粗大ごみ、廃家電製品などの大型ごみを直接ステーション又は処分場へ持込むことが困難な住民のための自宅引取りなど、サービスの向上に努めるとともに収集体制を整備する。

ごみの収集は町全体を3地区に分けた各地区毎に決められた曜日に収集する。

(4) 資源ごみの収集区分拡大の検討

その他プラスチック製容器包装及び、その他紙製容器包装の資源ごみへの分別収集区分の変更及び再資源化を検討する。

表 6-2　計画期間における分別収集区分毎の収集方法

分別収集区分		収集頻度	排出方法
燃やせるごみ		週1回	赤色の指定ごみ袋 ※指定ごみ袋の氏名欄に名前を記入。
燃やせないごみ		第2、4週の指定曜日	黄色の指定ごみ袋 ※指定ごみ袋の氏名欄に名前を記入。
生ごみ		週1回	透明の指定ごみ袋 ※指定ごみ袋の氏名欄に名前を記入。
資源ごみ	缶類･びん類･ペットボトル･白色トレイ･発泡スチロール･金属製品類	週1回	青色の指定ごみ袋もしくは透明で中が確認でき町の指定袋程度の強度と30～70ℓの大きさの袋 ※指定ごみ袋の氏名欄に名前を記入。
	新聞･雑誌･段ボール･飲料用紙製容器包装	週1回	種類別に大きさを揃えてひもで十文字に縛って排出。
粗大ごみ		第2、4週の指定曜日※1	・壊して小さくできるものは指定袋に入れて排出。 ・処理券を1個もしくは20kg毎に1枚貼る。 ・事前連絡による自宅引取可能。 ・一度に大量に排出する場合は、処分場へ自己搬入。

※1：4月から10月まで収集･3月一部期間収集する。

3. 中間処理･最終処分計画

生ごみ、資源ごみ及び不燃物などの選別処理の高度化を図り、生ごみ堆肥化施設･資源ごみストックヤード(一時保管所)を利用した再資源化量の向上、最終処分場への負荷の軽減を目指し埋立量の減量に努める。

中間処理･最終処分については、現在の処理方法で継続する。

(1) 分別作業の効率化

リサイクル意識の高揚を踏まえ、今後、更なる資源ごみの分別品目の増加が見込まれることから選別作業の効率化を図る。

(2) 中間処理の委託による処理の適正化

資源ごみの選別･圧縮作業を民間業者へ業務委託することで、選別処理の作業効率化及び分別基準適合物の品質維持を図る。

(3) 最終処分場の適正処理と整備の推進

現最終処分場の維持管理を適正に行う。また、現最終処分場は計画期間内で埋立終了する見込みのため、新最終処分場の整備に向けた計画･準備を進める。

表 6-3　計画期間における分別収集区分毎の処理方法

分別収集区分		搬入先	処分方法	備　考
燃やせるごみ		焼却炉	焼却処理	残渣は埋立処分
燃やせないごみ		埋立処分場	埋立処分	
生ごみ		堆肥化施設	堆肥化	堆肥化後、町民へ無料還元
資源ごみ	びん類	ストックヤード	再資源化	容器包装廃棄物指定法人ルートにて再商品化
	ペットボトル			
	缶類	ストックヤード	再資源化	民間業者にて再資源化
	段ボール			
	新聞･雑誌			
	飲料用紙製容器包装			
	鉄くず類			
	白色トレイ	ストックヤード	再資源化	容器包装廃棄物指定法人ルートにて再商品化
	発泡スチロール	ストックヤード	再資源化	民間業者にて再資源化
	中古衣料	回収ボックス	再資源化	民間業者にて再資源化
粗大ごみ		焼却炉	焼却処理	残渣は埋立処分

4. その他の計画

(1) 適正処理困難物への対応

本町で収集･処理できないごみは、現在と同じ品目とし、販売店や処理業者等へ処理を依頼するか、排出者自らの責任で適正処理するよう指導に努める。

(2) 不法投棄への対応

山林や公道等への不法投棄を防止するため、地域や事業者、土地利用者等が協力した不法投棄防止への対策を図る。

(3) 在宅医療廃棄物への対応

廃棄物処理法上、在宅医療で生じた廃棄物(注射針、カテーテル、ガーゼ等)は一般廃棄物に該当し、原則として市町村にその処理責任があるが、収集･処理作業中に注射針や点滴針等の鋭利な物が刺さることによる感染の危険性があるため、本町では、在宅医療で使用した注射針は適正処理困難物として収集対象外とし、その処理を病院等の医療機関へ相談することとしている。

今後も、在宅医療廃棄物のうち、注射針等の鋭利で感染の危険性があるものは収集対象外とし、その他危険性のないものは直接触れない、飛散しないための措置をした上で燃やせるごみとして排出してもらう方向で継続する。

(4) 災害廃棄物への対応

国は、都道府県や市町村による災害廃棄物処理基本計画策定への活用を目的に、東日本大震災等の大規模災害の経験を踏まえて、今後発生が予測される大規模地震や津波及び水害による被害を抑制･軽減するための災害予防、発生した災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するための対策、復旧･復興対策等の必要事項を示した「災害廃棄物対策指針(平成26年3月　環境省大臣官房廃棄物･リサイクル対策部)」を策定した。本町では、今後、北海道が定める災害廃棄物処理基本計画に準じて、災害廃棄物対策を検討する。

ごみ処理基本計画

資料編

ごみ排出量・処理量の推計データ

平成 28 年３月
(令和２年３月改正)

北 海 道　　幌 加 内 町

第1章　ごみ排出量の推計

1. 行政区域内人口の推計

表 1-1　行政区域内人口の設定

（単位：人）

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
行政区域内人口	1,559	1,537	1,517	1,498	1,480	1,463
項目	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	
行政区域内人口	1,448	1,433	1,419	1,406	1,394	
項目	平成38年度	平成39年度	平成40年度	平成41年度	平成42年度	
行政区域内人口	1,382	1,371	1,360	1,350	1,340	

2. ごみ排出量の現状推計

ごみ排出量現状推計(t/年)
＝ごみ排出量原単位現状推計※(g/人･日)×行政区域内人口(人)×365 日÷10^6

※ごみ排出量原単位現状推計は、ごみ区分毎の過去5年間の実績平均より、燃やせるごみ253g/人･日、生ごみ141g/人･日、燃やせないごみ10g/人･日、粗大ごみ23g/人･日、資源ごみ222g/人･日とし、ごみ全体のごみ排出量原単位現状推計は、ごみ区分別のごみ排出量原単位現状推計の合計より649 g/人･日とする。

表 1-2　ごみ排出量の現状推計

（単位：t/年）

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
ごみ排出量	燃やせるごみ	144	142	140	138	137	135
	生ごみ	80	79	78	77	76	75
	燃やせないごみ	6	6	6	5	5	5
	粗大ごみ	13	13	13	13	12	12
	資源ごみ	126	125	123	121	120	119
		369	365	360	354	350	346
区分		平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	
ごみ排出量	燃やせるごみ	134	132	131	130	129	
	生ごみ	75	74	73	72	72	
	燃やせないごみ	5	5	5	5	5	
	粗大ごみ	12	12	12	12	12	
	資源ごみ	117	116	115	114	113	
		343	339	336	333	331	
区分		平成38年度	平成39年度	平成40年度	平成41年度	平成42年度	
ごみ排出量	燃やせるごみ	128	127	126	125	124	
	生ごみ	71	71	70	69	69	
	燃やせないごみ	5	5	5	5	5	
	粗大ごみ	12	12	11	11	11	
	資源ごみ	112	111	110	109	109	
		328	326	322	319	318	

3. ごみ減量の設定

ごみの減量目標
- ・ごみ減量推進後目標は、北海道廃棄物処理計画(第4次)に基づき、設定する。
- ・北海道が目標としている、「平成31年度における一般廃棄物排出量を平成24年度に対して約11%以上の削減」に準じ、平成24年度におけるごみ排出量377t/年から約11%以上減量し、平成31年度におけるごみ排出量原単位を335t/年とする。
- ・平成32年度以降についても、ごみ排出量を徐々に減量し、平成24年度実績に対し年間1%以上減量し、平成42年度には平成24年度に対し22%以上減量する。

減量推進後のごみ排出量算定方法

①年度別の減量推進後のごみ排出量目標の設定
- ・平成27年度を起点に平成42年度までごみ排出量を徐々に減少させる。
- ・年度別ごみ排出量の減量推計と現状推計の差より、ごみ減量を算出する。

②ごみ区分毎の減量推進後のごみ排出量の設定
- ・資源ごみを除くごみの減量を図るものとし、①のごみ減量を各年度のごみ区分別ごみ排出量現状推計見合いで、ごみ区分別に按分する。
- ・ごみ排出量現状推計とごみ減量からごみ区分別の減量推進後のごみ排出量を算定する。

③ごみ区分毎の減量推進後のごみ排出量原単位の設定
- ・減量後のごみ排出量と人口から、ごみ排出量原単位を算定する。

4. ごみ減量推進後のごみ排出量の推計

表 1-3　減量推進後のごみ排出量の推計

(単位：t/年)

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
ごみ排出量	燃やせるごみ	144	140	135	132	128	126
	生ごみ	80	78	75	74	71	70
	燃やせないごみ	6	6	6	5	5	5
	粗大ごみ	13	13	13	12	11	11
	資源ごみ	126	125	123	121	120	119
		369	361	352	344	335	331

区分		平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
ごみ排出量	燃やせるごみ	125	123	122	121	118
	生ごみ	70	69	67	66	66
	燃やせないごみ	5	5	5	5	5
	粗大ごみ	11	11	11	11	11
	資源ごみ	117	116	115	114	113
		328	324	320	317	313

区分		平成38年度	平成39年度	平成40年度	平成41年度	平成42年度
ごみ排出量	燃やせるごみ	116	114	113	112	110
	生ごみ	65	64	63	62	61
	燃やせないごみ	5	5	5	5	4
	粗大ごみ	11	11	10	10	10
	資源ごみ	112	111	110	109	109
		309	305	301	298	294

表 1-4　減量推進後のごみ排出量原単位の推計

（単位：g/人･日）

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
ごみ排出量	燃やせるごみ	253	250	244	241	237	236
	生ごみ	141	139	135	135	131	131
	燃やせないごみ	10	11	11	9	9	9
	粗大ごみ	23	23	23	22	20	21
	資源ごみ	222	222	222	222	222	222
		648	643	636	629	620	620

区分		平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
ごみ排出量	燃やせるごみ	237	235	236	236	232
	生ごみ	132	132	129	129	130
	燃やせないごみ	9	10	10	10	10
	粗大ごみ	21	21	21	21	22
	資源ごみ	222	222	222	222	222
		621	619	618	618	615

区分		平成38年度	平成39年度	平成40年度	平成41年度	平成42年度
ごみ排出量	燃やせるごみ	230	228	228	227	225
	生ごみ	129	128	127	126	125
	燃やせないごみ	10	10	10	10	8
	粗大ごみ	22	22	20	20	20
	資源ごみ	222	222	222	222	222
		613	609	606	605	601

第2章　ごみ処理量の推計

1. 焼却処理量の推計

焼却処理量　＝燃やせるごみ＋粗大ごみ
焼却残渣　　＝焼却処理量×焼却処理量に対する残渣発生率(13.9%)※

※焼却処理量に対する焼却残渣発生率は、過去５年間の処理実績の平均より設定した。

表 2-1　焼却処理量の推計

(単位：t/年)

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
処理量	燃やせるごみ	144	140	135	132	128	126
	粗大ごみ	13	13	13	12	11	11
		157	153	148	144	139	137
処理後搬出	堆肥量	22	21	21	20	19	19

区分		平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
処理量	燃やせるごみ	125	123	122	121	118
	粗大ごみ	11	11	11	11	11
		136	134	133	132	129
処理後搬出	堆肥量	19	19	18	18	18

区分		平成38年度	平成39年度	平成40年度	平成41年度	平成42年度
処理量	燃やせるごみ	116	114	113	112	110
	粗大ごみ	11	11	10	10	10
		127	125	123	122	120
処理後搬出	堆肥量	18	17	17	17	17

2. 堆肥化処理量の推計

堆肥化処理量 ＝生ごみ
堆肥量　　＝堆肥化処理量×堆肥化処理量に対する堆肥化率(30.1%)※

※堆肥化処理量に対する堆肥化率は、過去５年間の処理実績の平均より設定した。

表 2-2　堆肥化処理量の推計

(単位：t/年)

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
処理量	生ごみ	80	78	75	74	71	70
処理後搬出	堆肥量	24	23	23	22	21	21

区分		平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
処理量	生ごみ	70	69	67	66	66
処理後搬出	堆肥量	21	21	20	20	20

区分		平成38年度	平成39年度	平成40年度	平成41年度	平成42年度
処理量	生ごみ	65	64	63	62	61
処理後搬出	堆肥量	20	19	19	19	18

3. 資源ごみ処理の推計

資源ごみの品目別処理量　＝資源ごみ×資源ごみの品目別割合※

※資源ごみの品目別割合は、過去５年間の実績の平均より、表 2-3 の通り設定した。

表 2-3　資源ごみの品目別割合の設定

区分	品目別割合
ガラスびん(無色)	4.6%
ガラスびん(茶色)	5.6%
ガラスびん(その他)	3.1%
ペットボトル	3.8%
白色トレイ	0.4%
スチール製容器	4.3%
アルミ製容器	3.2%
飲料用紙製容器包装	0.5%
段ボール	25.1%
新聞	5.9%
雑誌	14.8%
発泡スチロール	0.4%
金属製品類	27.7%
中古衣料	0.7%

表 2-4　資源ごみ処理量の推計

（単位：t/年）

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
処理量	ガラスびん(無色)	6	6	6	6	6	5
	ガラスびん(茶色)	7	7	7	7	7	7
	ガラスびん(その他)	4	4	4	4	4	4
	ペットボトル	5	5	5	5	5	5
	白色トレイ	1	1	0	0	0	0
	スチール製容器	5	5	5	5	5	5
	アルミ製容器	4	4	4	4	4	4
	飲料用紙製容器包装	1	1	1	1	1	1
	段ボール	32	31	31	30	30	30
	新聞	7	7	7	7	7	7
	雑誌	19	19	18	18	18	18
	発泡スチロール	1	1	0	0	0	0
	金属製品類	35	35	34	34	33	33
	中古衣料	1	1	1	1	1	1
		126	125	123	121	120	119

区分		平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
処理量	ガラスびん(無色)	5	5	5	5	5
	ガラスびん(茶色)	7	6	6	6	6
	ガラスびん(その他)	4	4	4	4	4
	ペットボトル	4	4	4	4	4
	白色トレイ	0	0	0	0	0
	スチール製容器	5	5	5	5	5
	アルミ製容器	4	4	4	4	4
	飲料用紙製容器包装	1	1	1	1	1
	段ボール	29	29	29	29	28
	新聞	7	7	7	7	7
	雑誌	17	17	17	17	17
	発泡スチロール	0	0	0	0	0
	金属製品類	32	32	32	32	31
	中古衣料	1	1	1	1	1
		117	116	115	114	113

区分		平成38年度	平成39年度	平成40年度	平成41年度	平成42年度
処理量	ガラスびん(無色)	5	5	5	5	5
	ガラスびん(茶色)	6	6	6	6	6
	ガラスびん(その他)	3	3	3	3	3
	ペットボトル	4	4	4	4	4
	白色トレイ	0	0	0	0	0
	スチール製容器	5	5	5	5	5
	アルミ製容器	4	4	4	3	3
	飲料用紙製容器包装	1	1	1	1	1
	段ボール	28	28	28	27	27
	新聞	7	7	6	6	6
	雑誌	17	16	16	16	16
	発泡スチロール	0	0	0	0	0
	金属製品類	31	31	30	30	30
	中古衣料	1	1	1	1	1
		112	111	110	109	109

4. 最終処分量の推計

埋立重量(t/年)　＝焼却残渣＋燃やせないごみ＋農業集落排水残渣※1＋処分場脱水汚泥※1
埋立容量(m³/年)　＝焼却残渣×焼却残渣に対する堆積換算率※2
＋燃やせないごみ×燃やせないごみに対する堆積換算率※3
＋農業集落排水残渣×農業集落排水残渣に対する堆積換算率※4
＋処分場脱水汚泥×処分場断水汚泥に対する堆積換算率※5

※1：農業集落排水残渣、処分場脱水汚泥は、平成27年度の実測値より、3t/年として設定した。
※2：焼却残渣に対する体積換算率は、平成27年度の実測値より、3m³/tとして設定した。
※3：燃やせないごみに対する体積換算率は、文献値より単位体積重量が、搬入時の嵩密度0.2t/m³×埋立時のブルトーザによる圧縮係数4.5＝0.9t/m³であることから、1.1m³/tとして設定した。
※4：農業集落排水残渣に対する体積換算率は、平成27年度の実測値より、9m³/tとして設定した。
※5：処分場脱水汚泥に対する体積換算率は、平成27年度の実測値より、9m³/tとして設定した。

表 2-5　最終処分量の推計

（単位：t/年）

区分			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
埋立重量	ごみ	焼却残渣	22	21	21	20	19	19
		燃やせないごみ	6	6	6	5	5	5
	その他	農業集落排水残渣	3	3	3	3	3	3
		処分場脱水汚泥	3	3	3	3	3	3
			34	33	33	31	30	30
埋立容量	ごみ	焼却残渣	66	63	63	60	57	57
		燃やせないごみ	7	7	7	6	6	6
	その他	農業集落排水残渣	27	27	27	27	27	27
		処分場脱水汚泥	27	27	27	27	27	27
			127	124	124	120	117	117

区分			平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
埋立重量	ごみ	焼却残渣	19	19	18	18	18
		燃やせないごみ	5	5	5	5	5
	その他	農業集落排水残渣	3	3	3	3	3
		処分場脱水汚泥	3	3	3	3	3
			30	30	29	29	29
埋立容量	ごみ	焼却残渣	57	57	54	54	54
		燃やせないごみ	6	6	6	6	6
	その他	農業集落排水残渣	27	27	27	27	27
		処分場脱水汚泥	27	27	27	27	27
			117	117	114	114	114

区分			平成38年度	平成39年度	平成40年度	平成41年度	平成42年度
埋立重量	ごみ	焼却残渣	18	17	17	17	17
		燃やせないごみ	5	5	5	5	4
	その他	農業集落排水残渣	3	3	3	3	3
		処分場脱水汚泥	3	3	3	3	3
			29	28	28	28	27
埋立容量	ごみ	焼却残渣	54	51	51	51	51
		燃やせないごみ	6	6	6	6	4
	その他	農業集落排水残渣	27	27	27	27	27
		処分場脱水汚泥	27	27	27	27	27
			114	111	111	111	109

第3章　処理システムの評価

1. リサイクル率の推計

リサイクル率	＝処理による資源化量÷ごみ排出量×100
処理による資源化量	＝堆肥量＋資源ごみ処理量

表 3-1　最終処分量の推計

（単位：t/年）

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
処理による資源化量	堆肥量	24	23	23	22	21	21
	資源ごみ	126	125	123	121	120	119
		150	148	146	143	141	140
ごみ排出量		369	361	352	344	335	331
リサイクル率		40.7%	41.0%	41.5%	41.6%	42.1%	42.3%

区分		平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
処理による資源化量	堆肥量	21	21	20	20	20
	資源ごみ	117	116	115	114	113
		138	137	135	134	133
ごみ排出量		328	324	320	317	313
リサイクル率		42.1%	42.3%	42.2%	42.3%	42.5%

区分		平成38年度	平成39年度	平成40年度	平成41年度	平成42年度
処理による資源化量	堆肥量	20	19	19	19	18
	資源ごみ	112	111	110	109	109
		132	130	129	128	127
ごみ排出量		309	305	301	298	294
リサイクル率		42.7%	42.6%	42.9%	43.0%	43.2%

2. 最終処分率･最終処分量原単位の推計

最終処分率	＝最終処分量(埋立重量)÷ごみ排出量×100
最終処分量原単位	＝最終処分量(埋立重量)÷行政区域内人口÷365日×10^6

表 3-2　最終処分率･最終処分量原単位の推計

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
ごみ排出量	t/年	369	361	352	344	335	331
最終処分量	t/年	34	33	33	31	30	30
最終処分率	%	9.2%	9.1%	9.4%	9.0%	9.0%	9.1%
最終処分量原単位	g/人･日	60	59	60	57	56	56

区分	単位	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
ごみ排出量	t/年	328	324	320	317	313
最終処分量	t/年	30	30	29	29	29
最終処分率	%	9.1%	9.3%	9.1%	9.1%	9.3%
最終処分量原単位	g/人･日	57	57	56	57	57

区分	単位	平成38年度	平成39年度	平成40年度	平成41年度	平成42年度
ごみ排出量	t/年	309	305	301	298	294
最終処分量	t/年	29	28	28	28	27
最終処分率	%	9.4%	9.2%	9.3%	9.4%	9.2%
最終処分量原単位	g/人･日	57	56	56	57	55

第２編

生 活 排 水 処 理 基 本 計 画

平成28年3月
(令和2年3月改正)

北 海 道　　幌 加 内 町

生活排水処理基本計画目次

第1章 計画の策定にあたって 1

1. 計画策定の主旨 1
2. 生活排水の定義 1
3. 本計画の位置づけ 2
4. 計画策定期間 3
5. 幌加内町の総合計画 3

第2章 生活排水処理の現状 4

1. 処理形態別人口 4
2. 農業集落排水施設 5
3. 浄化槽 5

第3章 生活排水処理計画 6

1. 生活排水処理に係る理念･目標 6
2. 生活排水処理施設整備の基本方針 6
3. 計画処理区域 6
4. 生活排水の処理主体 6
5. 生活排水の処理計画 7

第4章 し尿・汚泥の処理計画 10

1. し尿･浄化槽汚泥の処理の現況 10
2. し尿･浄化槽汚泥の処理状況 11
3. し尿･浄化槽汚泥の処理量の見通し 11
4. し尿･浄化槽汚泥の処理計画 12

第5章 その他の計画 13

第1章　計画の策定にあたって

1. 計画策定の主旨

幌加内町(以降、「本町」と言う。)の家庭から排出される生活排水は、市街地区では農業集落排水施設で処理し、その他地域の一部は、合併処理浄化槽により処理しているが、未だに未処理のまま水路等に排出される世帯が存在する。

生活排水処理率は徐々に増加しているが、本町は雨竜川の最上部に位置しており、生活排水等が、河川の水質汚濁に影響を及ぼしているため、河川の水質保全について早急な対策を講じる責務を負っている。

2. 生活排水の定義

生活排水は、一般家庭から排出される汚水(し尿と生活雑排水)を示しており、工場排水、雨水、その他の特殊な排水は除かれる。

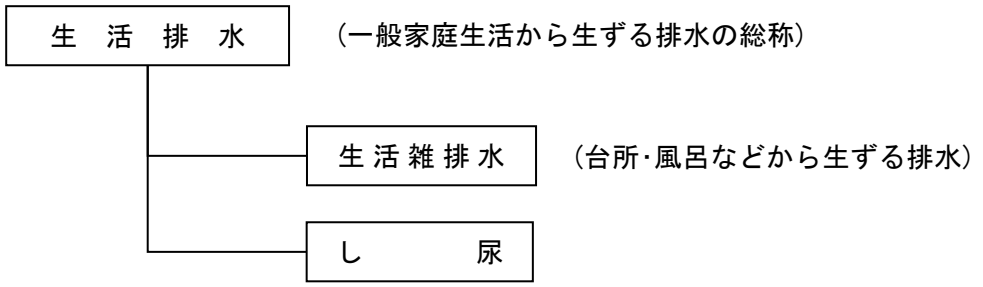

図 1-1　生活排水の定義

3. 本計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以降、「廃棄物処理法」と言う。)」の第6条第1項において、市町村等が定めなければならない計画として位置づけられている「一般廃棄物処理計画」のうち、「生活排水処理基本計画」について定めている。

本計画は、今後15年の長期的視点に立った本町の生活排水処理基本方針を定めるものである。

また、廃棄物処理法では、一般廃棄物処理基本計画は市町村の基本構想に基づく計画のひとつとして位置づけられており、本計画は本町の今後の発展方向と展開すべき施策を明らかにし、計画的なまちづくりを進めるために策定された総合計画及び環境基本計画を踏まえて策定する。

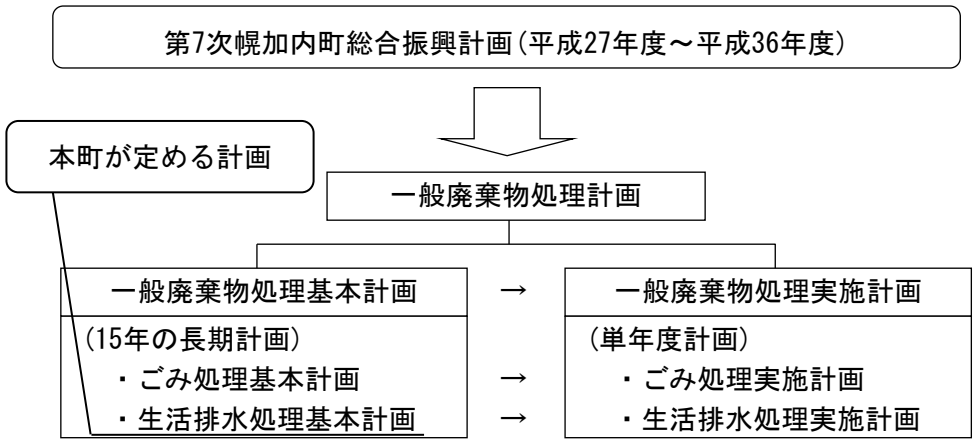

基本方針		ごみ処理の基本方針
目標年次		計画策定時より15年
一般廃棄物の排出状況		一般廃棄物の排出量を推計する
一般廃棄物の処理主体		目標年次における一般廃棄物の種類別･処理の区分別に明らかにする
処理計画	生活排水処理基本計画	①生活排水の処理計画(処理の目標、生活排水を処理する区域及び人口など) ②し尿･汚泥の処理計画 ③その他

図 1-2　本計画の位置づけ

4. 計画策定期間

本計画は、策定年次を平成27年度、計画期間を平成28年度から平成42年度までの15年間とする。また、計画の見直し等を行うため、平成32年度及び平成37年度を中間目標年次として設定する。

（参考）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について

環整第233号平成4年8月13日
厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知

第1　一般廃棄物に関する事項
1　一般廃棄物処理計画
⑴　市町村は、一般廃棄物処理計画において、ごみ及び生活排水処理について、それぞれ一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画を策定すること。
なお、基本計画は、目標年次をおおむね10年から15年先に置いて、おおむね5年ごとに改訂するとともに、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適当であること。

年数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
年度	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
本計画	長期におけるごみ処理の基本的方向･事項															
	計画策定年次					中間目標年次					中間目標年次					計画目標年次

5. 幌加内町の総合計画

「幌加内町第7次総合振興計画」では、生活排水処理に関して、以下の施策を計画している。

『幌加内町第7次総合振興計画』（平成27年度～平成36年度）
【施策の内容】（幌加内町第7次総合振興計画）
第3編　基本計画
第3章　住みやすくにぎわいと安心のあるまち
3-2　暮したくなる生活環境の整備･充実
3　生活基盤環境の整備･充実
施策の方向
③　下水道の普及
農業集落排水対象地区外での合併処理浄化槽の普及率は7割程度であり、環境保全の観点から、農業集落排水施設整備･合併処理浄化槽整備事業ともに加入率･普及率を向上させるべく、融資制度の周知も行いながら整備促進に努めます。
④　環境衛生対策の充実
し尿収集･処理は、広域連携によるし尿収集処理を継続的に行うとともに、収集日の集約などコストの縮減に努めます。

※幌加内町第7次総合振興計画より一部抜粋･加工

第2章　生活排水処理の現状

本町の生活排水は、農業集落排水区域では農業集落排水施設、これら以外の区域及び下水道の整備が完了していない地区では、浄化槽による処理を進めている。

また、し尿及び浄化槽汚泥の処理は、政和以南の地域では士別市し尿処理施設で処理を行い、新富以北の地域では名寄地区衛生施設事務組合衛生センターで処理を行っている。

1. 処理形態別人口

処理形態別人口とは、計画処理区域内人口に対して下水道、農業集落排水施設、浄化槽などの処理施設別の処理人口(水洗化人口)で整理したものである。

処理形態別人口のうち、下水道、農業集落排水施設、浄化槽など、水洗化され、かつ生活雑排水を処理している人口の計画処理区域内人口に対する割合が生活排水処理率として定義され、生活排水処理の指標として用いられる。

本町における過去5年間の生活排水の処理形態別人口は表 2-1の通りであり、平成26年度において計画処理区域内人口1,582人のうち1,400人(88.5%)については生活排水の適正処理がなされている。

表 2-1　生活排水の処理形態別人口(平成22年度～平成26年度)

(単位：人)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1　計画処理区域内人口	1,712	1,663	1,661	1,623	1,582
2　水洗化･生活雑排水処理人口	1,462	1,434	1,443	1,418	1,400
(1)コミュニティプラント	－	－	－	－	－
(2)合併処理浄化槽	480	472	479	474	479
(3)下水道	－	－	－	－	－
(4)農業集落排水施設	982	962	964	944	921
(5)その他	－	－	－	－	－
3　水洗化･生活雑排水未処理人口(単独処理浄化槽人口)	4	4	3	3	3
4　非水洗化人口(汲み取り便槽)	246	225	215	202	179
5　計画処理区域外人口	0	0	0	0	0
(生活排水処理率)	85.4%	86.2%	86.9%	87.4%	88.5%

※各人口は年度末値
※農業集落排水施設は農業集落排水施設による水洗化人口

2. 農業集落排水施設

本町の農業集落排水施設は、平成11年11月に供用を開始している。

表 2-2　幌加内町農業集落排水施設の概要

採択年度	平成8年度
完了年度	平成12年度
計画処理人口	1,780人
計画処理戸数	501戸
処理方式	JARUS-ＸⅠ方式

表 2-3に過去5年間の本町の農業集落排水施設による水洗化人口等の推移を示す。平成26年度末における農業集落排水処理人口比率は約58%となっている。

表 2-3　農業集落排水施設人口等(平成22年度～平成26年度)

（単位：人）

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画処理区域内人口(A)	1,712	1,663	1,661	1,623	1,582
農業集落排水処理人口(B)	982	962	964	944	921
農業集落排水処理人口比率(B/A)	57.4%	57.8%	58.0%	58.2%	58.2%

※各人口は年度末値

3. 浄化槽

農業集落排水施設による生活排水処理が困難な地域において、浄化槽の促進を図っており、平成26年度末における本町の合併処理浄化槽処理人口比率は約30%となっている。

尚、現在、浄化槽設置整備事業については、個人設置型の個別排水処理施設整備事業で行っている。

第3章　生活排水処理計画

1. 生活排水処理に係る理念･目標

本町の生活排水は農業集落排水施設及び浄化槽で処理されているが、一部の生活雑排水が未処理のまま排出されていることから、町民に対して、生活排水対策への理解･協力を普及するとともに、河川等の水質汚濁を防止し、生活環境の向上と自然環境の保全を図る。

2. 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水処理対策の基本として、本町の関連計画の施策より、快適で便利な生活施設の充実を目標に、水の適正利用に関する普及啓発とともに、生活排水の処理施設を整備していくこととする。

①幌加内町市街地区は、農業集落排水施設により処理する。

②上記以外の区域については、合併処理浄化槽の整備を進める。

3. 計画処理区域

生活排水処理基本計画の計画処理区域は、行政区域全域(区域面積：767.04km^2)とする。

4. 生活排水の処理主体

本町における生活排水の処理主体は、表 3-1の通りである。

なお、農業集落排水汚泥については、幌加内町で処理する。

表 3-1　生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
(1)合併処理浄化槽(町設置)	し尿及び生活雑排水	幌加内町
(2)農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	幌加内町
(3)単独処理浄化槽	し尿	個人等
(4)汚泥再生処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	士別市し尿処理施設又は 名寄地区衛生施設事務組合衛生センター

5. 生活排水の処理計画

(1) 処理の目標

「1. 生活排水処理に係る理念･目標」を達成するため、概ね全ての生活排水を施設で処理することを目標とする。

表 3-2 生活排水処理目標

（単位：人）

区分	現在 平成26年度	目標年次 平成42年度
1 行政区域内人口	1,582	1,340
2 計画処理区域内人口	1,582	1,340
3 水洗化･生活雑排水未処理人口	3	3
4 生活排水処理率	88.5%	95.8%

表 3-3 生活排水の処理目標内訳

（単位：人）

区分			現在 平成26年度	目標年次 平成42年度
1 計画処理区域内人口			1,582	1,340
	2 水洗化･生活雑排水処理人口		1,400	1,284
		(1)コミュニティプラント	－	－
		(2)合併処理浄化槽	479	469
		(3)下水道(下水道に接続している人口)	－	－
		(4)農業集落排水施設	921	815
		(5)その他	－	－
	3 水洗化･生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)		3	3
	4 非水洗化人口(汲み取り便槽)		179	53
5 計画処理区域外人口			0	0

(2) 生活排水を処理する区域及び人口等

1) 処理区域

集合処理区域では、農業集落排水施設への接続を推進し、集合処理区域外の区域では、浄化槽で生活排水を処理することとし、浄化槽の設置促進を図る。

2) 計画処理区域内人口

将来人口は、第１編　ごみ処理基本計画と同様に算定した推計値を将来人口とする。

3) 処理形態別人口の推計結果

目標年次における生活排水処理率を95%以上とするため、処理形態別人口を以下のように推計する。

処理形態別人口の推計方法

①水洗化･生活雑排水未処理人口(単独処理浄化槽人口)

- 水洗化･生活雑排水未処理人口は、過去5年間の実績より、ほぼ変わらないため、過去5年間の実績平均より3人とする。

②水洗化･生活雑排水処理人口

水洗化･生活雑排水処理人口＝農業集落排水処理区域内人口×農業集落排水処理区域内人口に対する農業集落排水施設人口の比率

農業集落排水処理区域内人口＝計画処理区域内人口×計画処理区域内人口に対する農業集落排水処理区域内人口の比率

- 計画処理区域内人口に対する農業集落排水処理区域内人口の比率は、過去5年間の実績よりほぼ変化していないことから、過去5年間の平均値より60.8%とした。
- 農業集落排水処理区域内人口に対する農業集落排水施設人口の比率は、平成26年度の実績96.1%から、平成42年度における目標値を100%として、徐々に増加させるものとした。

③合併処理浄化槽人口

合併処理浄化槽人口＝計画処理区域内人口×計画処理区域内人口に対する合併処理浄化槽人口の比率

- 計画処理区域内人口に対する合併処理浄化槽人口の比率は、平成26年度の実績30.3%から、平成42年度における目標値を35%として、徐々に増加させるものとした。

④非水洗化人口

非水洗化人口＝計画処理区域内人口－農業集落排水処理施設人口－合併処理浄化槽人口－水洗化･生活雑排水未処理人口

表 3-4　処理形態別人口推計

（単位：人）

区分	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
1　計画処理区域内人口	1,559	1,537	1,517	1,498	1,480	1,463
2　水洗化･生活雑排水処理人口	1,390	1,378	1,366	1,356	1,346	1,337
(1)コミュニティプラント	－	－	－	－	－	－
(2)合併処理浄化槽	477	474	473	471	470	469
(3)下水道	－	－	－	－	－	－
(4)農業集落排水施設	914	903	893	885	876	869
(5)その他	－	－	－	－	－	－
3　水洗化･生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽人口）	3	3	3	3	3	3
4　非水洗化人口	166	156	148	139	131	123
5　計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	0

区分	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
1　計画処理区域内人口	1,448	1,433	1,419	1,406	1,394
2　水洗化･生活雑排水処理人口	1,329	1,322	1,316	1,310	1,305
(1)コミュニティプラント	－	－	－	－	－
(2)合併処理浄化槽	468	468	467	467	467
(3)下水道	－	－	－	－	－
(4)農業集落排水施設	861	854	848	843	838
(5)その他	－	－	－	－	－
3　水洗化･生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽人口）	3	3	3	3	3
4　非水洗化人口	116	108	100	93	86
5　計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

区分	38年度	39年度	40年度	41年度	42年度
1　計画処理区域内人口	1,382	1,371	1,360	1,350	1,340
2　水洗化･生活雑排水処理人口	1,299	1,296	1,291	1,288	1,284
(1)コミュニティプラント	－	－	－	－	－
(2)合併処理浄化槽	467	468	468	469	469
(3)下水道	－	－	－	－	－
(4)農業集落排水施設	832	828	823	819	815
(5)その他	－	－	－	－	－
3　水洗化･生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽人口）	3	3	3	3	3
4　非水洗化人口	80	72	66	59	53
5　計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

第4章　し尿・汚泥の処理計画

1. し尿･浄化槽汚泥の処理の現況

本町のし尿及び浄化槽汚泥は、政和以南の地域では士別市の業者に収集･運搬業務を委託し、士別市し尿処理施設で処理している。新富以北の地域では有限会社名寄衛生公社に収集･運搬業務を委託、名寄地区衛生施設事務組合(名寄市、美深町、下川町、音威子府村)に処理業務を委託し、衛生センターで処理している。

士別市し尿処理施設の概要を表 4-1に示す。前処理破砕＋活性炭吸着方式による25kL/日の施設で、処理工程で発生する汚泥は堆肥化して農地還元している。

名寄地区衛生施設事務組合衛生センターの概要を表 4-2に示す。一次処理が嫌気性消化法、二次処理が活性汚泥法による70kL/日の施設で、処理工程で発生する汚泥を脱水･乾燥し、場内焼却に利用している。

表 4-1　士別市し尿処理施設の概要

名称	士別市し尿処理施設
設置主体	士別市
所在地	士別市西5条10丁目199番56
処理方式	前処理破砕＋活性炭吸着
処理能力	25kL/日
施設稼働年度	平成4年度

表 4-2　名寄地区衛生施設事務組合衛生センターの概要

名称	名寄地区衛生施設事務組合衛生センター
設置主体	名寄地区衛生施設事務組合(名寄市、美深町、下川町、音威子府村)
所在地	名寄市字内渕107番地
処理方式	一次処理　嫌気性消化法 二次処理　活性汚泥法
処理能力	70kL/日(既設50kL/日と併せて120kL/日)
工期	着工　昭和51年6月 竣工　昭和54年3月

2. し尿･浄化槽汚泥の処理状況

し尿及び浄化槽汚泥の処理量の実績を表 4-3に示す

表 4-3　し尿･浄化槽汚泥の処理実績

区分			単位	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
		政和以南	kL/年	144	122	126	120	117
		新富以北	kL/年	71	63	68	57	52
	し尿		kL/年	215	185	194	177	169
		政和以南	kL/年	171	174	168	161	156
		新富以北	kL/年	35	7	5	12	22
	浄化槽汚泥		kL/年	205	181	173	172	178
処理量合計			kL/年	421	366	367	349	347
1人1日平均し尿排出量			L/人･日	2.40	2.25	2.47	2.40	2.58
1人1日平均浄化槽汚泥排出量			L/人･日	1.16	1.04	0.98	0.99	1.01

※1人1日平均し尿排出量＝し尿処理量÷非水洗化人口÷365日×1,000
※1人1日平均浄化槽排出量＝浄化槽汚泥処理量÷(合併処理浄化槽人口＋単独処理浄化槽人口)÷365日×1,000

3. し尿･浄化槽汚泥の処理量の見通し

各処理量は、一般世帯の一人当たり浄化槽汚泥量(「汚泥再生処理センター等施設整備の計画･設計要領(全国都市清掃会議)」より、し尿：1.6L/人日、合併処理浄化槽：1.8L/人日、単独処理浄化槽：0.85L/人日)に浄化槽人口の前年度からの増減を乗じて算定する。

し尿は非水洗化人口、浄化槽汚泥は水洗化･雑排水未処理人口＋浄化槽人口とする。

し尿＝前年度し尿処理量
　＋し尿の一般世帯の一人当たり浄化槽汚泥量(1.6L/人日)
　×非水洗化人口の前年度からの増減×365日÷10^3
浄化槽汚泥＝前年度浄化槽汚泥処理量
　＋合併処理浄化槽の一般世帯の一人当たり浄化槽汚泥量(1.8L/人日)
　×合併処理浄化槽人口の前年度からの増減×365日÷10^3
　＋単独処理浄化槽の一般世帯の一人当たり浄化槽汚泥量(0.85L/人日)
　×水洗化･生活雑排水未処理人口の前年度からの増減
　×365日÷10^3

表 4-4　し尿･浄化槽汚泥処理量の推計

(単位：kL/年)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
し尿	161	155	150	145	140	135
浄化槽汚泥	176	175	174	173	172	171
処理量合計	337	330	324	318	312	306
区分	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	
し尿	131	127	122	118	114	
浄化槽汚泥	171	171	171	171	171	
処理量合計	302	298	293	289	285	
区分	平成38年度	平成39年度	平成40年度	平成41年度	平成42年度	
し尿	110	106	102	98	94	
浄化槽汚泥	171	171	171	171	171	
処理量合計	281	277	273	269	265	

4. し尿･浄化槽汚泥の処理計画

し尿及び浄化槽汚泥の収集･運搬について、政和以南の地域では士別市の業者に委託し、新富以北の地域では有限会社名寄衛生公社に委託する。

処理については、士別市し尿処理施設及び名寄地区衛生施設事務組合衛生センターで処理を行う。

第5章　その他の計画

生活排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性等について住民に周知を図るため、定期的な広報・啓発活動を実施する。

特に、台所での対策等、家庭でできる対策について、地域ごとの集会等を通じて周知徹底を図るものとする。

また、浄化槽については、定期的な保守点検・清掃及び定期検査について、広報等を通じてその徹底に努める。